

まづ稽察をうけ、かつ連坐の罪に陥る危険性が多いため、一般の民戸がこれと同一組織に編入されるのを好まない結果、これを別戸として正業戸とは別に編牌したのである。また外部より寄莊せる隻身の戸は零戸として、寺觀は廂戸としてこれも別編である。これらには何れも門牌を給し、それに家族、財産、職業、同居人等の各項を記入せしめ、牌には循環の二冊、甲に簿、保に戸口總冊簿、または戸口搬遷牌を備へしめる。この牌冊の作成は二月と八月、または三月と九月の春秋二期に行つてゐる。なほ客店、棧房、行家、飲店の如き客商を宿泊せしめるところでは、號簿、循環簿を備へ、日々來泊の客商の姓名、旅行先、前泊地等を記入せしめ、城關においてはこれを毎日巡捕衙門に送つてその稽察を受けるが、郷村では保正等の隨時の検査に委ねられた。

保甲施行の成否は一にその幹部の手腕、人格の如何に係つてゐるのであるから、その選出には特に慎重を期してゐる。彼等の任免の資格としては、身家殷實、行止端正にして衆望ある者とか、年高くして徳有る者で、各單位の構成員により公舉せられた者である。その任期は保正・甲長は一年、三年等の定期制もあつたが、概して永年制で、老年に至るまで遷移、老病等の事故によるほかは易改せられなかつた。しかし牌長のみは一年交替が通例である。なほ同族部落の存するところでは族正・族長の設があつた。これらの保甲機關は吏胥、書役等より獨立し、勉めてその純粹性を維持すべきであつた。彼等の主要なる任務はいふまでもなく稽察である。そのほか門牌、冊簿の作成とか、後に述べる夜警團の編成とその監督、賊匪の襲撃に對する

防衛とそれらの賊匪の縣官への捕送等である。その際における殺人、傷害は正當防衛として認められてをり、また保内より外來の浮浪人等を驅逐することも許されてゐた。しかしさうした警察事務より一步進んで裁判事務に干預することや、租稅事務に容喙することは、概して禁じられてゐた。なほ彼等の成績の良否に對する賞罰の規定も存する。例へば成績優良なる保正・甲長には縣官より功牌、花紅銀牌、頂帶遍額等を給與してゐる。

つぎに保内の各戸に對する禁令であるが、浙江の武義縣⁽²⁰⁾で施行せられた嘉慶六年の保甲規條では、勾引奸逆及外來匪類、偷運米石下海、代盜銷贓、私販鐵劬硝黃火藥、私造軍器、邪教、糾衆插血結拜弟兄の七條を查禁條約として掲げてゐる。ここは錢塘江の一支流永康溪によつて海上に聯絡してゐるので、彼等が密に海賊と通することを嚴重に警戒してゐたことが、右の規條によつて知られるが、一般には窩藏、通匪、賭博、招娼、鴉片の吸飲とその販賣等を禁令として掲げてゐる例が多い。各戸は勿論これ等の禁令を遵守するとともに、同牌内にこれらの禁令を犯す者があれば、直ちに牌頭に通告し、甲長・保正を経て縣官に申告する義務がある。若しそれを怠る時は、九家は連坐の罪に問はれるのである。もつとも九家連坐ではあまりに酷であるとして、左右兩隣に止めたところもある。

村落を賊匪より防禦する處置については大體團練の條で述べた通りであるから省略する。たゞその際に強盜を捕獲した者には賞銀五十兩、賊の抵抗により傷をうけた者には賞銀十兩、ために死亡した者には賞銀

五十兩を官より給する例のあつたことを附記しておく。これと並ぶ夜警は概して冬期に限り行はれてゐる。城步縣の村莊では十月より二月に至る期間に行はれ、一莊毎に鑼を、毎家に梆をおき、毎夜交替で大莊では十家より一人、小莊では二人を出して夜警團を組織し、一人は鑼を、一人は梆を持し、餘人は械をとつて隨行し、時間毎に鑼梆をうつて警戒する。若し盜に遇へばこれを亂打し、各員は喊聲をあげて莊内および隣莊へ相圖するとともに、捕盜に従ふといふのである。

最後に保甲牌冊簿の作成その他に要する保甲の經費であるが、それ等は凡て縣より支給するか、富豪の寄附に俟つこととし、なるべく牌内より徴收することを避けた。しかし夜警のために巡丁とか更夫とかを雇傭するところは、その財源を得るために各戸に割當て、徴收することもあつた。例へば句容縣では月捐錢として上戸より錢百文、中戸より六十文、下戸より三十文を徴收し、その収入をもつて、

公所房租及油燭茶水等用	八、〇〇〇文
甲長薪水費	八、〇〇〇文
兩地保工食錢	八、〇〇〇文
巡丁十八人工食錢	三六、〇〇〇文
計	六〇、〇〇〇文

の支出を賄つた。濬縣では各戸より一日に二三文乃至十文を徴收して、更夫の手當に充てた。

以上清末における保甲を主として警察行政の觀點より見てきたのであるが、これらの保甲が州縣に屬する一の地方自治組織をなしてゐたことはいふまでもない。しかるに戊戌の政變、これに次ぐ團匪事件等を契機として、清末における諸般の制度の近代化は軌道に乗つたが、それはやがて地方制度にも及び、宣統帝の即位とともに郷村にもまた近代的な地方自治制が導入されることとなつた。即ち憲政編查館の手により光緒三十四年（一九〇八）に城郷地方自治、並別擬選舉章程が、翌宣統元年に府廳州縣地方自治章程、並府廳州縣議事會議員選舉章程が發布され、同様の趣旨の各種の法令の發布が相次いだ。それ等は法文の成立に止り、未だ施行を見ざるに先立つて清朝は滅亡したのである。それ故ここでは煩雜を避けその内容の紹介を省略することとする。詳しくは「宣統新法令」を参照せられたい。

- (1) 大清仁宗實錄・嘉慶四年十月庚子の條
- (2) 大清文宗實錄・道光三年十一月甲寅の條
- (3) 咸豐定州志卷七郷約
- (4) 咸豐平山縣志卷二保甲
- (5) 咸豐邵武縣志卷一三保甲
- (6) 光緒續纂江寧府志卷六實政
- (7) 福建省例卷一四戶口例
- (8) 同治永順府志卷三團練
- (9) 大清穆宗實錄・同治十年十二月己巳の條

- (10) 「清國行政法」第二卷一三九頁、一四二頁
- (11) 道光長清縣志卷二地輿志
- (12) 道光城步縣志卷七武備志
- (13) 咸豐雲陽縣志卷二戶口志
- (14) 福建省例卷一四戶口例
- (15) 光緒江陰縣志卷四戶口
- (16) 光緒保定府志卷三四保甲
- (17) 光緒續修濬縣志卷三保甲
- (18) 光緒嘉興縣志卷一〇保甲
- (19) 光緒續纂句容縣志卷四實政
- (20) 嘉慶武義縣志卷三保甲
- (21) 大清宣統政紀・光緒三十四年十二月戊寅の條
- (22) 大清宣統政紀・宣統元年十二月壬寅の條

第六章 民國時代

第一節 近代的地方自治制度の成立

辛亥革命によつて支那數千年來の專制君主政治は崩壊し、五族共和を標榜する中華民國が成立した。この時多年支那革命に盡力せる孫文および南方革命派は、共和國初代の大總統の椅子を、已むなく北洋軍閥の巨頭袁世凱に譲らねばならなかつた。こゝに南北の對峙は兆し、ひいては第二第三の革命となつて爆發し、以來民國十七年蔣介石の率ゐる國民黨の北伐完成に至るまで、十數年にわたる軍閥割據、南北抗爭時代を招來するに至つた。その間民國の中央政權を代表したのは北京政府であり、借款を通じての列國看視下に、袁世凱歿後北洋軍閥内部において覇を争ひ、政局は安福・直隸・奉天派とめまぐるしく變轉した。

この北京政府は清末における地方制度の改革案を踏襲して左記の如き法令を發布した。⁽¹⁾

三年十二月二十日

地方自治施行條例

- 四年四月十九日 地方自治施行細則
 六年二月七日 自治制度編查委員會規則
 八年九月七日 縣自治法
 八年十月十七日 地方自治模範講習所章程
 八年十一月十二日 各道地方自治講習分所章程
 十年六月十八日 縣自治法施行細則・縣議會議員選舉規則
 十年七月三日 市自治制・鄉自治制
 十一年七月四日 修正市自治制
 十一年九月九日 市自治制施行細則

しかし乍らこれらの法文がいかに程實施せられたかは頗る疑問といはねばならぬのである。ある地方では一部施行をみたが（山西・雲南等）軍閥の専横時代のこと、到底近代的な地方自治制を容れる餘地はないのであり、概ね空文に歸した。

北京の軍閥政府に對抗せる廣東の國民黨も亦内紛を起して振はず、第一第二兩次の北伐も失敗に歸した。しかるにこの間に支那最近世史において最も注目すべき現象が起つてきた。それはロシア革命の支那への影響である。即ちそれは從來のマルキシズムの研究を促進せしめるとともに、ヴェルサイユ條約における支那

の失敗に激昂せる學生、民衆を動員して五四運動を結晶せしめた。さきの辛亥革命はブルジョア、インテリゲンチヤによつて遂行せられたのであるが、この五四運動を起點として所謂大衆が革命の表面に、換言すれば打倒帝國主義、不平等條約破棄、國權回收の民族主義運動の表面に浮びあがつてくることゝなつたのである。孫文はかゝる時代の潮流を見脱さなかつた。まづ國內の軍閥を打倒するためには大衆との提携は缺くべからざるものでありとし、農民を自黨に獲得するために聯俄容共を決意したのである。かくて國民黨は共產黨員を吸収することによつて量的にも、質的にも顯著な發展を遂げるに至つた。そのことは北伐完成の素因をなしたのであるが、民國十五年國民黨を率ゐて決然北伐の壯途に上つた蒋介石は、翌年南京に國民政府を樹立すると同時に、クーデターによつて左派を追拂ひ、ついで浙江財閥と提携して徐に新支那の建設にとりかゝることになつた。その後における江西を中心とする中國ソヴェット區の活動も、二十三年の瑞金陥落とともに一掃せられた。かくて蒋介石はその武力統一の歩を進めるとともに、新生活運動を提唱し、二十四年イギリスの援助のもとに幣制改革に成功し、翌年における西南問題の解決をもつて、國民政府による支那統一の事業はほぼ完成をみたのである。

かくして二十五年には新憲法草案が宣布され、從來國民黨によつて代行せられてゐた一黨專制の政治は、國民の各層を含む國民大會へ移管されることゝなり、訓政期より憲政期へ進まんとしてゐたのである。今さうした時期における國民政府治下の地方制度の沿革を法制的に辿ると、⁽³⁾

十二年

省縣二級制（道の廢止）

省

十四年七月一日

省政府組織法公布

十六年七月八日

省政府組織法重訂（舊有組織法廢止）

十六年十月二十五日

省政府組織法修正

十七年四月二十七日

省政府組織法修正

二十年三月二十三日

省政府組織法修正公布

二十一年六月二十五日

省自治籌備委員會組織規程

二十一年

行政督察專員制度

縣

十七年九月十五日

縣組織法公布

十八年六月五日

縣組織法重訂

十八年十月二日

縣組織法施行法

二十一年八月十日

縣參議會組織法・參議員選舉法

二十二年十月十七日

縣地方自治條例（西南政務委員會修正公布）

二十三年二月

各省縣市地方自治改進辦法大綱

二十三年八月十一日

扶植自治時期縣市參議會暫行組織辦法

二十三年十二月二十九日

勦匪省份各縣分區設置辦法

二十三年十二月三十一日

縣政府裁局設科辦法

市

十七年七月三日

市組織法

十九年五月二十日

市組織法重訂

二十一年八月十日

市參議會組織法・參議員選舉法

二十二年十月十七日

市地方自治條例（西南政務委員會修正公布）

區、鄉・鎮

十八年九月十八日

鄉鎮自治施行法

十八年十月二日

區自治施行法・鄉鎮坊自治員選舉及罷免法

二十一年一月より

保甲制度

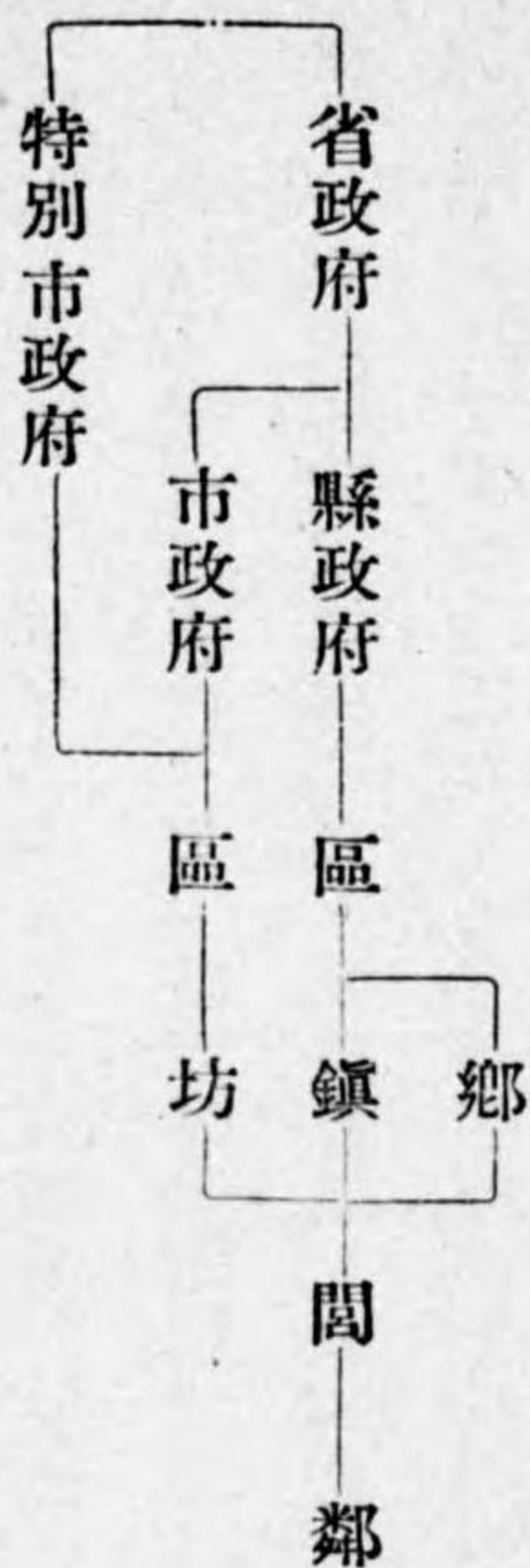
國民政府による民國の地方制度は、十八年の縣組織法、十九年の市組織法、二十年の省政府組織法によつて一應確立したのだが、さらに近代國家の體制を確立するために孫文學説に基づいて地方自治制の整備に努

力し、二十一年には各省自治籌備委員會を設け、從來の支那の地方政治とは全く異つた近代的な行政および行政機關を運用する地方自治職員を教育養成するために、區長訓練所條例、區鄉鎮現任自治人員訓練章程、自治訓練分所規則を頒布し、やがてそれに基づいて福建・湖南・河南等の諸省には辦理自治訓練所、浙江省には舉辦地方自治專修學校、江西省には舉辦訓政人員養成所、湖北省には舉辦訓政講習所、綏遠省には舉辦自治講習所、青海省には舉辦自治訓練班が設けられ、さらに區長、鄉・鎮長副の訓練をなす省も少くなかつた。かくの如く國民政府は地方自治の育成に大童であつたのであるが、たまく中國ソヴェット區を形成せる共產軍の討伐に際して、縣區の行政區劃の下に官治行政の補助機關として保甲制度が、江西・湖北・安徽・河南の四省に實施せられ、それが漸次他の省にも擴大し、二十三年十二月に剿匪省份の各縣に分區設置辦法が施行せられるに及んで、事實上地方自治は一時停止の状態となつた。しかも支那地方自治の成立を告げる二十三年の縣市自治法及施行法、二十四年の縣市參議會組織法・選舉法は、議決編定せられたのみで、發布實施をみないうちに今次の事變となつた。⁽⁴⁾されば中華民國における近代的な地方自治の運用は凡て今後に俟つのほかはない。

なほ最近において注目すべき現象は、縣政實驗區の設置であらう。それは舊來の支那の官僚政治を打破し、近代的な行政制定と督察制度を土臺として、縣政府を中心とする新しい地方農村政治を樹立せんがため、二十年創設の山東鄉村建設院、二十一年設置の河北省定縣の縣政建設研究室のそれを基礎として、二十

二年以後各地に設けられたものである。そこでは經濟的に困窮を辿りつゝある農村の救済のための農村建設計畫を、縣行政の諸問題と關聯して如何に解決すべきかと研究された。

つぎに地方制度の概略を述べるに先立ち、その組織を表示すると左の如くなる。



省は地方行政區劃の最高單位で、省政府を主體とする自治體である。省政府は七人乃至九人の委員からなる省政府委員會に依つて組織され、委員の内一人を省政府主席として國民政府より任命するのであるが、事實上はその地方に駐屯する軍隊の指揮官がこれを兼ね、未だに軍閥割據の状態を残して、近代的な意味の自治體には遙かに遠いものがある。省政府は縣政府に對して直接指揮監督の權を有するのであるが、省は面積廣大で往々百以上の縣を統轄してゐるため、管内の數多の縣を有効に指揮監督することは甚だ困難であつた。そこで蔣介石は江西省の剿匪工作に際して總司令部内に行政督察委員會を設け、同時に省を幾つかの行政地區に分ち、各地區にその地區内の縣政を處理するための該委員會からの派出機關を設置した。この委員會の委員長は駐在地區内の縣の縣長を同時に兼ねたのである。なほ後述する如く縣の下には區があり、區

は保甲制度と相聯絡し、こゝに至つて省より戸に至るまでの在來の地方自治機關は、共產黨討伐といふ軍事的目的に沿ふ組織に改變せられ、中央集權は行政機關の統一化を通じて強化せられた。

行政督察專員制度は江西省に始り、二十一年南京の第二次全國內政會議の議決を経て、その後河南・安徽・湖北・江蘇・貴州・四川の各省にも設置せられた。その制度を略述すると、督察專員は省政府の任命にかゝり、それらの行政地區内の各般の事項を處理するものである。督察專員はその駐在地の縣長を兼ね、管下の縣・市政府の機能を常時指導、調査、監督するの權限を有する。しかして改革または改進が必要と認められた場合にはその旨を述べて、信任推舉の報告を省政府または省政府內關係廳に具申し得る。また治安維持の必要上警察機關および保安隊に對する指揮を有效ならしめるためには、その行政地區内の警察機關および保安隊の長をも同時に兼ねる。さらにその地區内の種々の機關の運用を監督するためには地方巡視の必要がある。また地方政治機能改善のための方策を討議する必要が認められた場合には、縣長・市長・地方自治機關職員および公共團體代表者を召集する權限も與へられてゐる。この行政督察專員制度はいはゞ國民政府樹立以後廢止せられた明清時代よりの道乃至府の復活であり、張純明氏は「督察專員制度が民政ならびに軍政權力の集中を必要とする匪區の諸省において有効にその目的に合することは疑ひないが、しかしこれをその他の諸省に及ぼすことが賢明の策であるか否かは問題とすべきである。」⁽⁶⁾といつてゐる。蓋し今後の地方行政における重大、かつ興味ある課題であらう。

縣は支那における政治活動の中心をなすものである。縣以下の行政區劃は區、鄉・鎮、閭、鄰に分れる。五戸を鄰とし、五鄰二十五戸を閭とし、百戸の村莊地方を鄉とし、街市においては鎮とし、二十乃至五十郷鎮を區となす。ところが二十一年より十戸を甲とし、十甲を保とする保甲制度が漸次に各省に施行されてより、民衆警察組織の保甲の機關と、在來の地方民政組織の郷鎮の機關の兩者が並存して、地方行政單位の二重制を招くに至つたので、二十三年內政部では民政と警察の兩組織を統一して、保甲の最高單位たる聯保を廢し、郷鎮の下に保甲を編成せしめるといふ形式に統一したのである。かくして自治團體としての縣は、所屬の區、さらにその下の郷鎮の地方自治團體の結合によつて構成されることとなつた。

さて縣には縣政府あり、官選の縣長一人が縣政を總理し、所屬機關およびその職員を監督する。縣長の職務は、議案を縣參事會に提交すること、縣參議會交辦の議決案を執行すること、縣自治經費の收支を掌管すること等であり、法令および縣參議會の議決による縣令を發布することを得る。さらに縣の會計年度開始以前に豫め縣の歲出入を計つて、預算案を編成し、これを縣參議會の開會三日以内に提出しその議決に附すること、全縣の行政事務を處理すること、縣屬の地方自治を監督すること等である。とはいへ縣組織法においては省政府と縣政府との關係を確定して居らず、また縣財政に關する規定をも缺く等の缺點があり、縣政府は嚴密にいつて地方的性質を有する諸事項に關しても未だなほ充分行動の自由を持たないのである。縣長の補助機關としては縣政府の職員に秘書・辦事兩科長あり、縣政府の下には公安・財政・建設・教育の四局が

ある。公安局は戸籍、警衛、消防、防疫、衛生、救災、森林保護、漁獵等の諸事項を、財政局は徴税、募債、公産の管理、その他の地方財政事項を、建設局は土地、農墾、森林、水利、道路、橋梁、工程、その他の各種公共事業中の建設事項を、教育局は學校、圖書館、博物館、公共體育場、公園等に關する事項および社會文化事業をそれらに擔當する。なほ必要に應じて衛生・土地・社會・糧食等の專局を設けることができる。さきの縣組織法においては縣長に縣行政に對する充分な指揮監督を與へてゐなかつたため、各局は縣長に對し半獨立の状態であつたが、二十三年縣政府裁局設科辦法により局を廢して、その機能を縣長の直接監督下にある科に移すこととなつた。このほか縣の預算決算、公債、公産處分、公共事業の經營管理事項を審議する縣長・秘書・科長・局長よりなる縣政會議がある。これらは地方自治制において地方團體の理事即ち執行機關をなすのである。

これに對し意志機關を形成するものに縣參議會がある。縣參議會は住民の代表機關である。それは縣の人口を標準として選出せられた參議員によつて構成せられる。即ち十五萬未満の縣は定員十名、十五萬以上は三萬を増す毎に一名を増し、多きも三十名を過ぐることを得ない。そこでは議長・副議長各一名を參議員の無記名投票によつて互選する。議長、議員の任期はともに二年、或は三年である。通常參議會は毎年一次、四月に開會し、會期は四十日。たゞし必要に應じて二十日間を延長し得る。臨時會は十五日を限りとする。この會には書記二三名をおくことができる。その職權は縣の預算と決算、縣公債の募集、縣の單行規則、籌辦

自治事務、縣自治體の不動産の買入または處分、縣自治體の營業の經營等について議決するを主とし、その他法規により選舉を舉行し、意見を陳述し、諮詢に答覆すること、並びに法令によつて縣參議會に屬せられた事項を議決すること等である。縣參議會の實施せられたのは僅に浙江・雲南・貴州の三省に過ぎないが、保甲制度の施行によつて貴州では暫く解散となり、浙江の各縣では一時中止の状態となつた。

縣以下の地方行政は、區、鄉、鎮のそれらの區域内の居民より選任せられた區長、鄉・鎮長副が、區公所、鄉・鎮公所において執行する。區長の補助機關としては助理員、區丁がある。閭、鄰には閭長、鄰長がある。區ならびに鄉・鎮公所においては毎月一回區務會議、鄉・鎮務會議を開催する。一方地方自治の機關としては公民よりなる區民大會、鄉・鎮民大會があり、選舉、罷免、創制、複決の四權を行使し、自治公約を制定または修定し、預算決算を審核し、上級機關ならびに公所、各務會議の交議事項、閭鄰および公民の提議事項を審議することを職權とする。區民大會は毎年一回、鄉・鎮民大會は毎年二回を原則とし、必要に應じて臨時會を召集する。監察機關としては、區長の選舉と同時に公民より選出せられた五人乃至七人よりなる區監察委員會、三人乃至五人の鄉・鎮監察委員會があり、區財政の監察、鄉・鎮財政の監督にあたり、區民をして區長の、鄉・鎮民をして鄉・鎮長の違法、失政等のことを糾察せしめることをその任務とする。このほか區調解委員會、鄉・鎮調解委員會があり、民事調解事項と、法により告訴を撤回するを得た刑事調解事項とを處理する。區調解委員は區公民より半數を、鄉・鎮調解委員中より半數を選ずるのを通例とする。な

ほこの他に一部においては村・里あり、村・里長副あり、村公所、村議會、村民大會、街村委員會の存在してゐるところもある。

市にはまづ中央政府の行政院に直屬する南京・上海・北平・天津・青島・廣州の特別市がある。規定として特別市に編入されるものは、首都と、人口百萬以上または政治經濟上特殊事情ある大都會にして、省政府の所在地にあらざるものである。普通市は、人口三十萬以上または人口二十萬以上でその地の所得する營業稅、牌照費、土地稅が毎年合計該地收入の二分の一以上を占める都會、および政治經濟上特殊事情ある都會にして、省政府の所在地にあらざるものより成り、省政府に隸屬する。市の區劃は普通、區―坊―閭―鄰に分れてゐる。鄰は五戸を、閭は五鄰を、坊は二十閭を、區は十坊を限りとする。亦區―坊―閭―鄰はそれ〴〵第一區、第二區、第一坊、第二坊の如く分類されてゐる。民國二十四年迄に區坊閭鄰の組織と、戸口調査の完了したのは北平・天津・杭州・青島の四市であり、上海・濟南・廣州の三市はその一部分を終了したのみであつた。

市には市政府あり、市長一人を任じ市の行政事務を掌理するとともにその所屬機關および自治團體を監督する。市には社會・公安・財政・工務局をおき、必要に應じ上級機關の許可を得て、教育・衛生・土地・公用・公務の諸局を置くことが出来る。市參事會は市公民によつて選舉せられた任期三年（毎年三分の一を改選する）の無給の參議員より組織せられる。その職權等は前述の縣參議會とほゞ同じである。このうち北平市會は二十二年に成立し、第一回民選參議會を二十三年八月に開會してゐる。上海においては二十二年臨時

市參議會が成立した。その頃南京においても臨時市參議會を籌設せんとし、濟南・天津も準備中であつた。また杭州においては參議員の選出も終つてゐたが、保甲の辦理のため一時不成立となつた。

市政の下級執行（理事）機關としては、區に區公所、坊に坊公所があり、區長、坊長各一名をおいてゐる。閭、鄰には閭長、鄰長あり、意思機關としては區民大會（その常設機關としては區民代表會）、坊民大會があり、監察機關としては區監察委員會、坊監察委員會がある。

以上の地方自治團體の構成員はいふまでもなくその區域内の住民である。その住民のうち中華民國國民にして年齢滿二十歳以上の男女で、本區域内に居住すること一年、或は住所の二年以上に達する者は凡て公民權を有する。しかしこれららの公民により地方自治團の諸機關が形成され運用される。公民には選舉、罷免、創制、複決の四權があるとともに、法律により納稅、兵役、および外債の償還を負擔し、地方の名譽職を擔任する義務がある。

- (1) 馬場鐵太郎「支那地方制度の研究」支那研究一五
- (2) 聞鈞天「中國保甲制度」三六七頁
- (3) 立法院編纂處編「中華民國法規彙編」民國二十二、三年版第四編內政第三類地方自治
- (4) 申報社「中國年鑑」廿五年版、D政治・內政―地方自治及自衛の項、三一頁以下
- (5) 主として林榮可「地方自治概論」による
- (6) 張純明「支那農村における新政治」支那經濟建設の全貌一六六頁
- (7) 黎文輝「中國地方自治之實際與理論」七六、八三、八四頁

第二節 民國革命以後の保衛組織

ここでは辛亥革命より、民國二十一年蔣介石の共產黨討伐のための剿匪工作の一としての保甲制度の實施に至るまでの、軍閥割據時代に各地で行はれてゐた民衆の自衛組織、並びに補助警察組織であるところの民團・鄉團・商團・公安團・保衛團・自衛團等を一括して、通説に従ひ保衛組織の名の下で述べることとする。

一度清朝が崩壊した後は、地方の治安維持は凡て大小軍閥の手に委ねられることゝなつた。しかし失業農民を兵士として構成せられた軍閥の苛斂、かゝる軍閥相互の戦争による平和秩序の攪亂、その攪亂による耕作地の荒廢、兵差による農民の負擔の過重に加へて、資本主義の侵入に伴ふ在來の經濟機構の激變によつて、支那の農村は破局に瀕し、窮乏せる農民をして自らの生計を維持するために土匪にまで驅りたてるに至つた。かくの如き農民の匪賊化——それは一種の變質的農民暴動を意味するのであるが——による地方治安の惡化に對處するために、まづ軍閥自身により保衛政策が案出せられてゐる。補助警察組織としての保衛團の如きはその著しきものであらう。

民國三年五月北京政府は地方保衛團條例を發布した。⁽¹⁾これによると地方保衛團は、各縣内の警察公署の未設置地方において、人民の請求か、または縣知事の届出により設けられる。これは清末以來殘存せる鄉團や保甲の類を整理して保衛團に吸収せんとしたものである。この保衛團は地方村屯の自衛を目的とする各壯年居住民の集合團體であつて、戸口の清查、盜賊の逮捕、贓品の檢索、警察機關との協力等の權限が與へられてゐる。その組織は、居住民の毎戸より一人を壯丁または團丁として保衛團に入らしめ、この際未成年者、次男以下の男丁なき者、老弱または殘疾者、事故により服務する能はざる者等は許可を得て免除せられる。十戸を一牌とし牌長あり、十牌百戸を一甲とし甲長あり、五甲五百戸毎に保董をおく。縣知事を總監督とし、總監督より選任せられた團總一人が保衛團を統轄する。かゝる補助警察機關としての保衛團は、その實施せられるにあつては必ずしもこの規定によらず、その地の狀況に應じて異つた。

民國三年以來河北省の定縣では縣政、村政の改革整備に勉め、農政や教育の諸機關に對應して保衛團も設けられた。四年に瞿城村では、村公所の村會議で共同保衛法を議定した。こゝでは全村を五組に分ち、組には組長あり、組内の一切の事を管理するとともに村長に聯絡し、治安の維持と共同の保衛にあたり、また更夫二名を雇つて夜警にあたらせた。これはかなりの成功を收めたやうである。山西では民國六年以來閻錫山が山西モンロー主義を唱へて以來諸種の改革に着手したが、なかでも村制の刷新はめざましいものがあつた。例へばその保衛團であるが、その構成は戸數によらずして自然の聚落たる一村を單位として一村團を

組織し、一行政区を一區團とし、縣を一總團とし、團には團長一人、團副數人あり、村民十八歳より三十五歳までの者を團丁となし、いづれも絶對義務制とし、毎日四人が交替で村の警備巡查の責に任じ、鄰村との相互協力を約し、盜賊のある場合には團民を召集し自衛防守する。農暇には常操として村民は何れも拳術、槍法、擲彈等の諸技を在郷軍人等より學び、會操として毎年一春節月内に合同演習をなす。北伐の際には保衛團丁を動員して兵士としてこの内戦に参加せしめた。この點山西の保衛團は民衆警察組織であるとともに一種の民兵制と稱してもよい。江蘇省では農民自衛軍組織大綱、のち公安團條例を、安徽省では人民自衛團辦法大綱を頒布した。これ等の民衆の自衛組織は民團と稱せられ、また郷團・農團・聯團・靖衛團・村防隊とも呼ばれる。特に變體的のものとしては、下層農民を構成要素とする宗教的集團の自衛團たる、紅槍會または黑槍會が北支の各省にある。⁽²⁾

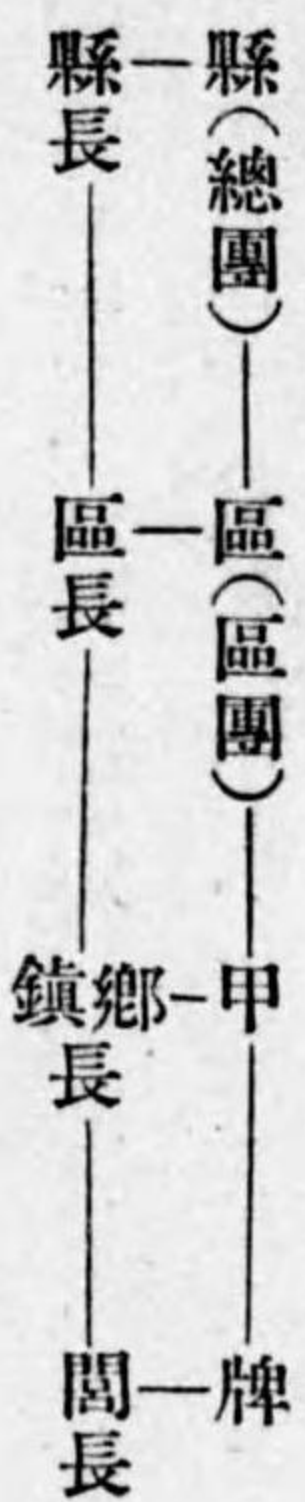
民國十七年以後の國民政府の新しい地方制度の樹立とともに、全國の地方警衛の統一が企圖せられ、さきの北京政府の例に倣ひ縣保衛團法を頒布した。即ち十七年十二月江蘇省で縣保衛團暫行條例が公布されて以來、十八年より河北・江西・湖北の諸省にも實施せられた。湖南省では歴史的由緒のある挨戶團が十八年九月より振起され、福建省では十七年四月在來の團防を改革し、整理團務大綱を公布し、廣西省では義務練辦法の施行より、漸次徵兵制の實現へと進んだ。こゝにおいてわれわれは自衛と警察と軍隊との結合をみるのである。以上の如き自衛團の結成ならびに壯丁の訓練に重點をおく補助警察または自衛機關である保衛團に

對し、家の聯合特に地縁的結合を目標とする保甲の組織もまた並行して實施されつゝあつた。即ち廣東省では十七年六月修正廣東省保甲條例、十八年十月保甲暫行辦法十四條が施行せられ、同年五月安徽省でも保甲條例が頒布實施をみ、十七年河南省では保甲連坐法が、その後浙江省では鄰戶聯保法が、また陝西・甘肅にも保甲の實施をみた。

以上を通じて民國以來の保衛組織の沿革を辿ると、清末以來の保甲は概ね補助警察機關である保衛團に吸収せられた。しかして軍閥割據下においては、各地方それらの自衛組織が講せられ、人民自身の自衛の熱望は宗教的信仰と合して紅槍會の如きものを發達せしめた。一方軍閥は地方の保衛團に適當の軍事訓練を修得せしめておくことにより、一朝事ある時に兵士として徵發召集し、内戦に己が利を得んとした。いづれにせよこの時代の治安は極度に亂れて居り、従つて自衛能力は強力でなければならぬので、壯丁を主とする自衛團の結成に重點がおかれたのは至當のことであるといへよう。このことは河北の靜海縣において十七年より二十二年に至る間の豫算の過半が、匪賊と暴徒の防衛のための警察および保衛團の費用に充てられてゐたことによつても明かである。⁽³⁾ 上海事變以後國民政府は民間の武力組織の強化を計り、所謂普訓運動が地方を風靡して、省・縣には各々保衛委員會が設けられ、民團の指揮機關となつた。⁽⁴⁾ しかし既にこれ以前に國民政府の樹立を期として、十七年廣東に民衆の自衛警察組織としての保甲が行はれてをり、それが二十一年剿匪工作の一として、共同連帶責任制による地縁的結合の強化による統治組織の細胞として採上げられてより、縣

の自衛、自治兩組織を凡て保甲に改變し、各縣の保衛および自治經費をあげて保甲編成の費用に充當することに決定した結果、二十三年より漸次保衛團は保甲の壯丁隊に吸收せられることゝなつた。⁽⁵⁾ 保衛組織と地方行政機關との關係を表示すると左の如くである。⁽⁶⁾

浙江・江西・湖北等省



江蘇省



陝西省



廣西省



保衛・公安・民團等は壯丁によつて組織せられ、壯丁は團丁と呼ばれ適時武術或は軍事訓練をうける。團丁に充てられる壯丁の年齢は省によつて相違し、一六一四〇(廣西)、一八一三五(山西)、一八一四〇(湖南)一八一四五(河北・福建)、二〇一四〇(湖北)、二〇一四五(江蘇)となつてゐる。團丁の召集は河北・湖北・江蘇・廣西では義務制で壯丁の凡て、陝西・雲南では毎戸一丁、福建では大郷は三十戸より、小郷は十乃至二十戸より一丁となつてゐる。江蘇では團丁は常備三年、預備五年、後備十年の服役年限があり、雲南では常備團と預備兵に分れ、湖南では守備隊と常備隊(三年)がある。團丁の訓練は常操、會操の如きは普通であるが、湖北の如きは軍事、常務、常識の三訓練を施してゐる。

なほ過去におけるこれ等の農村保衛團が土豪劣紳や地主の掌中に歸する時には、常にこれをもつて農民抑壓の具に供されたこと、⁽⁷⁾ 時として保衛團が匪と通謀することさへあることは、⁽⁸⁾ 忘れてならない事實である。

- (1) 南滿洲鐵道株式會社「南滿地方警察制度」一六三頁
- (2) 長野朗「土匪・軍隊・紅槍會」二四八頁。行政院農村復興委員會編「河南省農村調查」一〇二頁
- (3) 前掲張純明一九二頁
- (4) 前掲開鈞天三八七頁
- (5) 前掲申報年鑑同條
- (6) 葉木青「保甲制度之發展與運用」一八頁
- (7) 鈴江言一「支那革命の階級對立」一六三頁。行政院農村復興委員會編「陝西省農村調查」一六九頁
- (8) 行政院農村復興委員會編「廣西省農村調查」三六八頁

第三節 國民政府の統一と保甲制度

民國十年、上海に中國共產黨が生れ、翌年廣東、杭州に集會を催し、漸くその勢力が増大してきたが、三年における孫文の聯俄容共政策の採用によつて國民黨との合作がなり、その北伐事業に多大の後援をなした。十六年の蔣介石の南京國民政府の樹立に對しては國民黨左派と聯合して武漢に據り、これと争つた。その後幾くもなくしてまた左派と分離し、南昌に暴動を起してより海豐、陸豐に、廣東に、さらに翌年は長沙にソヴェット政權の建設を圖り、いづれも失敗に終つたが、二十年江西の瑞金に中華ソヴェット共和國を建設し、江西・福建・浙江・湖南・湖北・河南・安徽・四川・陝西・貴州等省の山嶽地帯に盤據し、農村における土地問題の徹底的な解決を期するとともに、紅軍の養成につとめ、南京の國民政府に對抗する有力な勢力となつた。

こゝにおいて國民政府は十九年秋より江西を中心とする紅軍に第一回討伐を敢行したが失敗し、翌二十年三月何應欽を總司令とし、第二回討伐を行ふと同時に、江西・湖南・湖北・福建・河南・浙江の七省の各縣に保衛團組織を七月中に完成すべきことを命じ、また緊急治罪法を發布した。⁽¹⁾しかしてこの年の六月には蔣介石

自ら出馬して第三回討伐を行つたのであるが、この時に初めて江西の修水等四十三縣に剿匪工作としての保甲制度を実施した。ついで二十一年(一九三二)四月、第四次討伐が開始され、十月には武漢を包圍する三大ソヴェット區は殲滅せられた。この年剿匪工作としての保甲制度を大々的に實施することに決定し、剿匪區内各縣編查保甲戶口條例が規定され、蔣介石は八月豫鄂皖三省剿匪總司令部施行保甲訓令を發し、保甲制度は湖北では一月、江西では三月、安徽では九月、河南では十二月より施行せられた。⁽²⁾翌年一月より第五次討伐が獨逸軍人フォン・ゼークト將軍を顧問として「軍事七分、政治三分」の方針をもつて着手せられ、⁽³⁾各省督察專員制度と省政府の各署合議制(委員會)による行政の統制を通じて中央集權を強め、重砲の極少といふ紅軍の戰鬥力の弱點を利用して碉堡(石城)を築いて包圍陣を作成するとともに、公路(軍用道路)を建設して軍隊の輸送を便にし、戰鬥力を強化した。これと並んで經濟封鎖政策をとり、赤區の物資の缺乏による疲弊をまち、さらに保甲制度による人民の組織化、剿共義勇隊および壯丁隊の編制による農村における防護組織の完成等の諸對共政策を試みた結果、⁽⁴⁾今回の討伐は完全に成功し、二十四年十一月瑞金は陥落し、江西を中心とする支那ソヴェット區は壊滅した。しかし中國紅軍の主力はこれに先んじて同年夏より移動を開始し、四川甘肅を通過して二十五年の夏には陝西北部へ集結し、西北赤色地區を結成することゝなつた。それはともかくとしてその際における剿匪工作としての保甲制度の演じた役割は輕からざるものがあつた。さればテイラーも「紅軍の敗北は經濟的封鎖と、保甲制度の勵行と、軍事的優越とが結びついた結果である。」⁽⁵⁾と

言つてゐる。かくして保甲制度の實施は各省に擴大し、陝西では二十二年十二月、福建では二十三年五月、浙江では九月、江蘇・甘肅・寧夏では十一月、湖南では二十四年一月、綏遠・南京市では二月、北平市では四月よりいづれも實施し、さきの廣東の保甲も二十六年五月に再編制せられた。

國民政府はその共產主義者との鬭争を通じて民衆組織の重要さを學んだのであらうが、かくの如く保甲制度が民衆組織として採用せられ、農村の有力分子の指導權を通じて國民黨政權の下部構造、即ち細胞組織が形成されることゝなつた點は、國民政府の中央集權の強化に與つて力あつたに相違ない。されば蔣介石も二十五年十月十日の雙十節における「支那の統一と建設」と題する報告において、この保甲制度に言及してゐるのである。⁽⁶⁾しかるに當初對共工作として登場した保甲制度は共產黨討伐が終るとともに、殘匪の掃蕩策より進んで、從來の如く農村における土匪、盜賊の發生と、その擴大防止のための治安維持の工作としての重要性が認められ、全國的に實施せられるに至つた。また二十三年二月蔣介石が共產黨討伐中、南昌行營で新生活運動を提唱し禁烟（阿片吸飲の禁）の令を下してより、保甲組織を通じて阿片の販賣、吸飲を取締ることゝなつた。⁽⁷⁾ついで二十四年九月徵工服役辦法を規定し、保甲制度を利用して人民を強制的に徵集して經濟建設運動の一部として道路、水利工事に當らせた。⁽⁸⁾即ち人民の義務として勞力を提供させて經費の節減を企てたのである。かくて保甲制度には治安維持以外の各種の目的を兼ねしめんとする傾向を生じ、なかでも教育と防衛を結合せしめる考へ方が有力となり、數省では保が學事、救恤等の地域的區分として利用せられた。⁽⁹⁾そ

の故に保甲制度の實施に伴つて起つた最も重要な問題は、在來の地方自治組織との關係である。二十三年十月、内政部はこの問題について意見を開陳した。それは保甲を地方自治の基本組織とし、保甲をもつて閭鄰に代へ、鄉鎮をもつて聯保に代へ、これによつて行政組織の單純化を計るとともに、縣保衛團を取消し、保甲編組の壯丁隊をこれに代へる。この保甲組織は民政廳の統屬下におき、壯丁隊、保安團隊は省保安處により辨理せしめ、省保安處は省政府に直屬するものとする。また暫く停止中の戶籍法を復活して、戶籍の作成並びに人事登記を行ひ、その際編查保甲戶口條例は補充參照するに止める等の四條である。この意見は第九十三次行政院會議に提出され、中央政治會議で審核されたが、保甲と地方自治の調整については、各省において事實上適宜の處置をとつた。⁽¹⁰⁾以上の如く官治機關であつた保甲を地方自治の基本組織として、漸次新しい地方自治制の確立を期してゐた時に今次の事變となり、戰亂のため舊秩序は崩壊することゝなつた。つぎに保甲制度の内容についてや、詳細に述べることゝする。保甲制度は民衆組織を嚴密にし、戶口調査を徹底的にし、自衛能力を増進せしめて、剿匪清鄉工作を完成せしめんとする目的で施行せられた。一口にいへば住民中に好ましからぬ人物の混入を防ぐのを主旨とする。

(一) 組織、保甲制度は共同責任を連帶する地縁的團體を基礎として構成せられてゐる。現在においても支那社會の基本單位は、西洋におけるが如く個人ではなくして家族である。保甲はその家を單位とし、戶に戶長を設け、十戸を甲とし、甲に甲長あり、十甲を保とし、保に保長をおくのを原則とするが、江蘇省の城

區においては、二十五甲を保とする。保甲事務の執行機關としては甲長辦公處が甲長の住宅に、保長辦公處が該管地方の寺宇、或は公共處所に設けらる。保長は甲長を召集して保甲會議を開く。なほこの上に聯保の設けられてゐるところもある、河南・湖北・江西・安徽においては、一鄉鎮で二保以上、浙江では四保以上を編成する場合、保長聯合辦公處が設けられる。福建では五保以上のものは、聯保辦事處を設ける。江西省においては剿匪のため省政治組織も軍事的に改變し、省主席の下に九人の廳長あり、その各々は約九縣を支配し、縣はそれ／＼一人の縣長を戴き、約十區に分たれ、各區は區長の支配に屬し、區の下で保甲制度が施行せられる。こゝにおいて保甲制度と地方自治組織との關係において、最下層の閭鄰は消滅してしまつたので問題はないが、區鄉鎮の存在はやゝともすると保甲制度と重複を來すことゝなり、これが廢止、統合は議論のあるところで、各省はその地の狀況に應じて異つた組織を採ることゝなつた。表示すると左の如くである。⁽¹¹⁾

河南・湖北・安徽・江西等の省

縣——區——聯保——保——甲——戶

江蘇・湖北等省

縣——區——鄉——鎮——保——甲——戶

廣西省

縣——區——鄉——鎮——街——村——甲——戶

浙江省

縣——區——鄉——鎮——保——甲——戶

縣——鄉鎮聯合辦事處——鄉——鎮——保——甲——戶

(二) 編成、縣長は地方公正の人士を保甲戸口編查委員とし、各區に赴いて區長、或は鄉・鎮長と協同して、保の編組、戸口の清查に當らしめる。即ち各戸に門牌を給し、それに家族の數、年齢、性別、居住年限數、職業を記入せしめ、門牌の號數を附註して、人の見易い門口等に掲げしめる。これによつて各戸は惡事を働く者を隱匿せぬことを證明し、家族が凡て法律を遵守する人民なることを立證するのである。保甲の編組の際には各甲各戸の一方より起り、順次比隣の家屋に及ぶ。規定の十戸に満たざる者は、六戸以上を一甲とし、五戸以下は近鄰の甲に併入する。保も亦六甲以上を一保とすること甲の場合と同様である(江蘇省の城區においては十五甲以上を一保とする)。また數鄉鎮を併合して一保となすのはよいが、一鄉鎮の一部を拆いて他鄉鎮に編入するのはいけない。保甲内の住戸が匪賊を避けて全戸逃亡してゐる場合には、暫くその住戸の順序を保留し歸來を待つて編組する。

戸は普通戸、臨時戸、公共處所(公共)戸、寺廟(教堂)戸、船戸、外國人住戸等に分れる。普通戸は一般民戸であり、戸口調査表には普字號に、公共處所戸は公字號に、寺廟戸は廟字號に、船戸は船字號に、外

國人住戸は外字號に編列される。臨時戸とは作工その他の理由で暫時居住する戸であつて近甲内に附入するが、聚居して十戸に滿つると一甲とし、所屬保内の十甲の外に附入する。公共處所、寺廟は一般に保を單位として別に編查するのであるが、浙江のみは公共戸、寺廟戸とし、戸を單位に保を範圍として所在地の甲に附入する。もし公共戸が連続して數戸をなす時は併せて一甲とするか、或は前後左右の甲に分つて附入することとしてゐる。なほ寺廟や教堂内に附設の學校機關團體は公字號に列し、公共處所或は寺廟内の住戸は普通戸とする。船戸とは通常船をもつて家となす者をいふ。されば陸地に住居があつて船隻を財産の一部とするものは普通戸に屬するが、所有船隻は船字號に編せられる。浙江においては前者を船戸船隻とし、後者を普通船隻として區別し、船戸船隻のみで水上治安のため船戸保甲を編成する。江蘇においては兩者を分たず常泊の碼頭を住所として保甲を編む。外國人住戸は、浙江においては普通戸と一律に編查し、湖南においては郷鎮を單位として一般住戸と相混するを許さずして別に編查する。しかし保甲の任務を免除するのはともに同じである。なほ湖南省の規定では、棚戸も普通戸と同様聚居して十戸になると一戸を編ましてゐる。また彼等が郷村に世居し城市に寄居する時は、編戸は寄居地を標準とし、その寄居の時間の久暫により臨時戸か普通戸かを定める。かつて共匪たりし戸が現在自新すれば、普通戸の保甲内に編入するが、その際甲長は絶えず監視報告し、郷鎮長または保長は隨時檢察の責任を負はされる。以上の如く保甲の編成は屬地主義を採るため、軍人であつても民間に雜居すれば、長期臨時を問はず、所在地の甲内各戸と聯保せしめてゐる。

(三) 機關、保甲の構成分子たる戸長には各戸の家長を充任する。若し家長が特別の事情——例へば女性である場合——によつて戸長に充任されるのを願はざる時は、適當な者一人を指定して戸長とするを得る。一戸が二家以上より成る時は、各家で協定して一人を戸長とするか、各家を各々一戸に編して戸長を立てる。寺廟は主持人を、祠堂は族長または值理を、商店工場は司理人を、公共處所は主辨人または最高級職員を、それ／＼戸長とする。

甲長は本甲内の各戸長、保長は本保内の各甲長より公推する。江蘇省の保甲規程では「甲長は本甲内の各戸長より一戸長を公推して充任せしめ、保長は保内の各甲長より一戸長を公推して充任せしむ。甲長は保長を兼任するを得ず。」としてゐるが、通常甲長の戸長兼任並びに保長の甲長兼任の可否は、各保の情形により自由裁量に委ねられてゐる。江蘇にては保長の任期二年、甲長の任期三年である。保長・甲長に充任するを得ざる者には、年齢二十歳未滿の者。本地の土著にあらざる者（福建では本地に住居すること六ヶ月未滿の者）、かつて民國を危害する行爲あつて處刑の宣告をうけた者（反革命の行爲あつて判決確定を経たる者）、公權を褫奪せられてなほ未だ復權せざる者、かつて赤匪に脅されて従ひのち悔改めた自新份子で、なほ察看管束期間にある者、鴉片およびその代用品を吸飲する者、不正當の營業をなす者、または正當の職業なく恒産なき者、行爲不正にして郷里の齒せざる者がある。廣東では禁治産者、身體衰弱して仕事に耐へず、或は劇烈なる傳染病ある者等も含んでゐる。⁽¹²⁾ 甲長の推定或は變更は甲内戸長の聯名により保長に報告し、保長の

推定或は變更は保内甲長の聯名により區長・鄉鎮長に報告し、鄉鎮長の推定或は變更は鄉鎮内の保長の聯名により區長に報告し、いづれも上級機關の手を経て縣長、該省の民政廳、保安處および該管行政督察專員公署に報告される。

保甲の職務執行機關としては、甲長辦公處が甲長の住宅に、保長辦公處が寺宇或は公共處所に設けられること、聯保・聯保辦事處の如き上級機關があること、鄉長・鎮長が保甲の上級機關をなすところもあること等については既述の如くである。なほ議決機關としては、保長が甲長を召集して開く保甲會議がある。保甲會議において保甲規約の共同遵守方法を協議する。

(四) 職務、まづ保甲會議で討論の上決定すべき事項をみると、該保甲の名稱および區域、門牌の編製と戸口調査、境内出入者の検査取締、水火風災の警戒および救護匪患の警戒通報および捜査、防匪の碉樓堡寨或は建設工事の籌設、境内公路の修築および電桿橋梁以下一切の交通通信設備の守護、經費の籌集徵收保管支用および報銷、保甲人員および住民の職務を怠る場合の處罰、保甲人員の賞卹、保甲會議規則、地方の安寧秩序の維持および自治の推進の十二項目に及んでゐるが、これ等が保甲の主要任務であることはいふまでもない。浙江ではそのほか教育文化衛生救濟倉儲水利森林墾牧漁獵の各項の合作事業より、農工商業の遂行および保護、烟賭竊盜の禁止、節約の提唱、新生活の實行、陋俗の改革等も含まれてゐる。

つぎに戸長・甲長・保長・鄉鎮長・區長の職務を個別的に略述すると、戸長は、保甲規約に加盟するのは

勿論のこと、甲内の他戸の戸長、少くとも五人と共同連坐責任團體を結成する。この共同連坐責任をもつ各戸は、相勸めて監視に勉め、匪と通じたり匪を縦つが如きことの絶無を期す、本戸内の人民の法令および保甲規約に従ひ、非法行爲をせざることを教導約束す、本戸人口の出生、死亡、認領、收養、結婚、離婚、繼承、或は遷徙戸を分つた時は、人事登記聲請書を具へ、甲長に送報す、留客寄宿およびその別去、或は家人の外出し宿泊旅行を終へて歸つた時は甲長に報告す、形跡疑ふべき人の潛入の有るを知れば甲長に密告す、同甲の各戸を糾察して、匪と通じ、匪をかまくまひ、匪たる者および贓物並びに違禁の物品を藏匿せることが發覺すれば甲長に密告す、壯丁の召集ありたる時は直ちに本戸の壯丁を應召せしむべきこと等が要請された。

甲長は保長の指揮監督をうけ、甲内の安寧秩序を維持し、甲内處理事項を遂行すべき責がある。その職務事項には、保長の執行職務の補助、甲内戸口の清查、門牌の編成および聯保連坐の切結、甲内の奸宄の稽査および境内出入者の檢問、軍警および保長の匪犯の搜捕の補助、甲内住民の非法をなさざるための教誡、その他法令または保甲規約の規定するところによる甲長の執行すべき事項等がある。浙江の例では、甲内住民の監察に任じ、非法行爲あるときは保長に密報するとともに、嫌疑あるときは検査搜索および逮捕の緊急處分をなし得る。また甲内住民の鬪毆滋鬧、水火風災その他非常事變に對する警戒と救護、鄰甲の災變、匪盜ある時、甲内住民を指揮し援助救禦に赴くこと等が規定されてゐる。

保長は區長または鄉鎮長の指揮監督をうけ、保内の安寧秩序の維持の責を負ふ。その職務事項は甲長の執

行職務の監督、區長または鄉鎮長の執行職務の補助、保内住民の非法をなさざるための教誡、軍警の匪犯捜捕の補助、自首自新の反動份子の察看管束、保甲規約違反の處罰、保内の防禦工事の設備或は建築の分配督率、規約を執行するの賞郵、怠職等の罰金、經費の收支および預算の編成、其他法令、保甲規約の規定による保長の執行すべき事項等である。保長は甲長に比すると賞罰權と財政權が與へられてゐる。なほ湖南省の保甲規程には、保甲制度の上級統屬機關である鄉鎮長・區長の職務事項が規定されてゐるが、保長の所管事項と殆ど變らないので省略する。なほ保甲内の住戸が槍枝槍炮を所有してゐるときは、區長を経て縣長に報告し、登記の手續をとらなければならない。

(五) 經費、保甲の經費は保内の住民より徵集するを普通とするが、戦火を蒙つた地方においては、縣庫の補助を請求することができる。また地方において公款財源があれば、保甲會議の決議を経てそのまゝ、保甲の經費とすることも出来る。保甲職員は無給の義務職であつて、書記・鄉丁が最低の生活費を給與される。たゞし壯丁隊が軍警と協助して警察し、共匪を抵禦する場合には、必要の給與を與へる。保甲經費の收支には、豫算決算の清冊をつくり、區長より保長に報じて審査をうけるほか、收支實數の列表を保長辦公處の前に貼つて公告する。

(六) 賞罰、保甲制度の成否如何は、共同連坐責任制を強行する政治的權力による制裁力の強弱にある。共同團體責任の保持は各人の意思とともに法律による拘束力が必要であり、賞罰は嚴正でなければならぬ。

今保甲の賞罰規定をみると、保甲内の人民が共匪と通謀したり隱匿逃亡せしめたならば、管轄内の甲長および共同連坐責任を負つた各戸長は、四日以上三十日以下の拘留或は五十元以下の罰金に處せらる。その際に發覺せしめるか、報告するか、捜査、逮捕に勉めるかした者は處罰を免せられる。保甲規約の規定するところによれば、違犯した者には四元以上四十元(三十元)以下の罰金を科すとある。一方保甲規約、保甲職務を完全に遂行した者は獎賞を受け、匪徒を檢舉し、或は共匪を防禦搜捕して傷亡をうけた者は賜郵を受く。職員には嘉獎、記功、褒狀、獎章、給匾の類があり、住民には獎金、褒狀、獎章がある。

(七) 壯丁隊、壯丁隊は自衛團であり、民衆警察隊であり、また民兵でもある。自衛團にはほかに保安隊と剿共義勇隊がある。浙江の例では、各保において十八歳より四十五歳までの男子で壯丁隊を編成する。その際に服役を免れる者は痲疾あり勞役に堪へざる者、學生、外に在りて職業ある者、本地方の重要公職教師、登記せる自由職業者等である。その組織は保を單位とし、一保内の壯丁の多寡を論せず一律に一小隊を編し、一鄉鎮で二保以上ある者は合して一聯隊を編成し、全區の聯隊を合して一區隊とし、全縣の區隊を合して一總隊となす。小隊は某縣壯丁隊第幾區某鄉(鎮)第幾保小隊と稱し、隊長一人は保長が兼ね、小隊附二人は保長指定の保甲内の甲長を充任する。一小隊を若干の班とし、每班は十人乃至十五人よりなり、班長は保長指定の本保の甲長或は壯丁を充てる。保長圖記を小隊圖記とする。聯隊長一人は鄉・鎮長が兼ね、聯隊附二人は鄉・鎮長指定の保長を充任する。鄉鎮公所圖記を聯隊長圖記とする。區隊長は區長が兼ね、區隊附

二人は區長推定の區中の郷・鎮長を充任する。區署鈐記を區隊長圖記とする。總長は縣長が兼ね、副隊長二人は縣長の選んだ軍事知識の所有とする。縣印は總隊長鈐記とする。

この壯丁隊は巡邏放哨偵查搜捕および一切の警戒に任ずる偵察隊と、聯絡報信傳遞公文および一切の通信に任ずる通迅隊と、防禦工事電桿橋梁および一切の交通設備の守護に當る守禦隊と、軍實軍糧の分站運輸およびその他一切協助に當る運輸隊と、防禦工事道路橋梁および一切の公共土木工程の建築修理をなす工程隊と、水火風災の警戒救護および搶險の守護をなす消防隊とに分れてゐる。彼等の裝備は制服を用ひず、符號入の腕章をもつて標識とする。また必要な時には特製の旗幟を用ひる。武器は盡く民間所有の槍枝梭標刀矛をもつてこれに充てる。編成後は隊員の姓名および壯丁の名額、武器種類とその額數を記した清冊を作り、縣保安司令および省政府に提出する。清冊は毎年一度の修正が行はれる。隊長・隊附・隊丁は凡て無給であるが、服役の地が遠くして家に歸つて食を辨することができない時には、その食費を保甲經費その他より支給する。

- (1) 王樞之「孫文傳」三九七頁
- (2) 前掲、申報年鑑同條
- (3) 尾崎秀實「中國國民黨共產黨關係史」現代支那批判一〇九頁
- (4) 「江西一年の對共工作」滿鐵調査月報一五の一
- (5) ジョージ・イー・テイラー「支那に於ける建設運動」支那經濟建設の全貌二六〇頁

- (6) 朝日時局讀本「移り行く支那」一五五頁
- (7) 前掲葉木青八一頁
- (8) 同右 六一、六三頁
- (9) 前掲張純明一九四頁
- (10) 前掲申報年鑑同條
- (11) 前掲葉木青二二頁
- (12) 「廣西省保甲暫行規程」南支那及南洋情報七の一五

第四節 支那事變の勃發と保甲制度

以上で大體中華民國における地方自治、保衛組織および保甲制度の史的發展と、その制度の概略を、國民政府の支那統一といふ線に沿うて紹介してきたのであるが、そこにはなほかゝる地方自治機關、補助警察機關および民衆警察組織によつて構成せられた支那の農村政治とはいかなるものであつたか、またこれ等のものがその農民生活にいかなる影響を及ぼしたか、といふ問題が残されてゐる。

そも、支那農村の政治機構の中心をなすものは區公所であり、従つて區長は保衛團長乃至は保長と共に郷村において最も勢力ある者となる。⁽¹⁾ その下にはなほ郷長、村長、閭長等があり、彼等でもつて農村の政治組

織が形成されてゐるのであるが、彼等はいづれも大抵訓練所、學校等の卒業者であつて、農村の知識階級であるとともに社會經濟的には地主富農であり、時には高利貸をも兼ねてゐる。元來區長・郷長は郷村において地方行政の執行に當るのであるが、保衛團長を兼ねることにより、徵稅と警察の二權を掌握し、自衛團を利用して強制取立をやることすらある。かくて彼等は自らの賦稅を利益のためにごまかし、私腹を肥し、屢々個人的な欲求による專横を働くに至つた。民國二十三年の「河南省農村調查日記」にみられる如く、區長達はその資格と地位とを藉りて往々郷村における一種の特殊勢力を形成し、或は訟事を包攬し、任意に派款し、甚だしきに至つては善良を殘殺してもつて個人の專横を造成し、自己の權力を擴大するに至るのである。

これは同族部落の發達せる南支那においても同様であつて、彼等は氏族共有財産の管理權を掌握し、その經濟的利益を獨占するに至るのである。これらのことは結局行政公吏としての職能と、在來の半封建的な寡頭的郷村自治職のそれが明確に分離されてゐないことを示すのである。即ち郷村自治においては官よりの委任事務と、地方本來の固有事務との明確な規定もなく、徵稅・警察・司法の三權が混同せられ、しかもこれら全部がやゝもすると專恣な個人、或は地主の集團に掌握せらるゝこととなつてゐるのである。なほ廣西においては前代の郷約が復活されて、郷村禁約大綱が發布されてゐる。かく民國における地方自治は、少くとも農村においては未だに清末以來の半封建的勢力の下にあり、土豪劣紳治下の自治を脱せず、かつまた農民より徵收せられる驚くべき苛捐雜稅は軍費、警察費、治安維持費に支出せられてしまふため、地方自治經費

は缺乏し、ために縣政實驗區、合作社、郷村建設運動等が提唱せられても效なく、結局地方自治は甚だ困難な立場におかれ、それがやつてゐる仕事といつては、たかゞ租稅の徵收にすぎないといふ有様である。されば郷紳治下にある農民は苛捐、雜稅、兵差の重い負擔に苦しみ、農村の警察、自衛團費を自ら支辨しつゝ、しかもこれを悪用する地主の手により、かつて農民協會に依り革命に盡力した者も凡て抑壓せられ、自衛團丁、水利道路工事の土工として、無償で勞役に服さねばならない状態であつた。

かゝる地方自治の状況のところへ官治機關としての保甲制度が實施せられ、完全に地方自治は一時停止せられることとなつた。この中央政治權力の主張に基づく保甲制度による治安確立を通じて、從來地方分權の影に隠れて個人的或は階級的利害に左右せられ、得手勝手な振舞をしてゐた郷村政治機構へ、中央の統制力が及び、地方行政作用に監督權が行使せられ、郷村政治機構が官の意思のまゝに動くこととなつた。そのため地方本來の固有の利害が無視され地方的な意見の採用が拒否される結果を招くことも生じようが、さうした害毒よりも郷村政治機構に近代的な行政職能が完全に行使されることによつて、區長達の個人的意思による權力の濫用が防止せられる利益の方が大きいのではなからうか。郷村政治より、從來みられた經濟的優越に基づく半封建的な要素が脱却せられ、中央集權化による近代的行政職能が使用せられることは、一般農民にとつて好ましい結果となるであらう。かくの如く中央集權化による近代的行政職能が確立せられて後、はじめて官より委任せられた委任事務と地方的利害を代表する固有事務が處理せられ得るのである。されば官治

機關としての保甲制度は、近代的な國家行政を未だ體驗せざる支那民衆が通らねばならぬ試鍊の一であつたといへよう。それ故官治が一應確立せられ、しかる後に漸次自治へと進む支那地方自治制發展の一過程として、保甲制度の意義は十分に認められてよいものであらう。

つぎに保甲制度は民衆警察組織と稱して差支へなからうが、さうした治安維持のための民衆組織である點に問題がある。即ちかつて農民協會を通じて革命へと参加せる農民以外は組織せられることのなかつた彼等が、これによつて一つの組織をもつたといふことは重大な意義を有することなのである。今まで自衛團の結成等により一地方的な農民の集團は形成せられても、保甲制度による如く縦横の聯絡ある一大集團は構成せられなかつた。農民は保甲の編成を通じて知らずくのうちには國民黨政權の下部構層に加入させられて居り、國民政府の組織内の單細胞となつてゐたのである。これによつて從來地主、高利貸、富農の権力下にあつた農民は、彼等よりも強力な政治的權力に支配せられることを知つたのであるが、そのことは農民の政治意識の覺醒に多大の影響を與へた。實に彼等がかゝる強力な權力に頼つて、土豪、劣紳、軍閥等の半封建的支配より解放せられんとする意識を懷くに至つたのである。支那大衆の蔣介石崇拜はかゝる點にもその根柢を有するのではなからうか。かくの如く自覺せる農民にこの細胞組織を通じて、反帝國主義、民族主義、國家主義等が鼓吹される時は、その政治の信條は農民大衆の腦裏に深く印せられること、ならう。民衆の組織化、ついで教育化による民族統一戦線成立の素地としての保甲制度實施の意義はかくも重大であつたのである。

だが民國二十六年七月七日の蘆溝橋事件を發端とする支那事變は、日本の大陸政策と支那の反日政策との全面的衝突となり、交戦三年に及ぶ今日では、東亞に於ける一切の舊秩序は否定され、殊に新しく生れた臨時・維新・蒙古の三政府治下においては、新秩序の建設が最高の目標とせられてゐる。しかしながらそれ等の地方においては何よりもまづ治安が維持されねばならなかつた。そこに治安工作の根幹的なものとして、保甲制度が復活された直接の原因がある。即ち臨時政府では二十七年十一月から十二月にかけての間に北京周邊の模範區の設定に伴つてこれを施行し、維新政府では二十七年五月三十日に清郷區内各縣編查保甲戶口暫行條例が公布され、六月八日に内政部綏靖部で審定して後、南京を始めとして順次施行せられ、⁽⁵⁾蒙疆聯合委員會でも同様施行されてゐる。ここでは今まで述べ來つた如き歴史的制度である保甲制度の政治機構としての實質と機能、その發展性と影響性に對する充分なる洞察が、なによりもまづ必要であることはいふまでもないことである。

- (1) 行政院農村復興委員會編「江蘇省農村調查」六一頁、「浙江省農村調查」九四頁、「河南省農村調查」八六頁
- (2) 薛暮橋「支那農村經濟概論」(米澤秀夫譯) 一三三頁
- (3) 陳翰笙「南支那に於ける農村問題」(佐渡愛三譯) 六四頁
- (4) 前掲「廣西省農村調查」三四二頁
- (5) 南京新報・民國二十八年一月六日
- (6) 新民報・民國二十七年九月六日

附錄 資料篇

一 北宋の保甲條制

熙寧三年十二月九日、中書門下言。司農寺定到畿縣保甲條制。……仍乞選官、先于開封府祥符縣、曉諭人戶、躬親團成保甲、不得別致騷擾。候成、次序以次差官詣逐縣、依此施行。並從之。

凡十家爲一保、選主戶有（材幹）心力者一人、爲保長。五十家爲一大保、選主戶最有心力、及物力最高者一人、爲大保長。十大保爲一都保、選主戶最有行止心力、材勇爲衆所伏、及物力最高者二人、爲都副保正。

凡選一家兩丁以上、通主客爲之、謂之保丁。但二丁以上皆充。單丁老幼病患女戶等、不以多少、並令就近附保。兩丁以上更有餘人身力少壯者、並令附保內、材勇爲衆所伏、及物力最高者、充逐保。

保丁除禁兵器不得置外、其餘弓箭（等）、並許從便自置、習學武藝。每一大保、逐夜輪差三（五）人、于保分內往來巡警、過有賊盜、晝時擊鼓、告報。大保長以下同保人戶、即時前去救應追捕。如賊入別保、即遞相擊鼓、應接襲逐。

每捕捉到盜賊、除編敕已有賞格外、如告捉到竊盜、徒以上每名支賞錢三千。杖以上支一千。以犯事人家財

充。如委實貧闕、無可追理、即取保矜放。

同保內、有犯強竊盜殺人（謀殺）放火強姦略人傳習妖教造畜蠱毒、知而不告、並依從伍保律科罪。其餘事不予已者、除依律許諸色人陳告、人皆不得論告。若知情不知情、並不科罪（與免罪）。其編敕內隣合坐罪者、並依舊條。及居民添蓋（停疆盜）三人以上經三日、同保內隣人、雖不知情、亦科不覺察之罪。

保甲（內）、如有人戶逃移死絕、即仰具狀申縣。如同保人戶不及五戶、即聽併入別保。其外來人戶入保居住者、亦便仰申縣、收入保甲。本保內戶數雖足、且令附保收係、候及十戶、即却令別爲一保。

若一保內、有外來行止不明之人、（並）須覺察收捕送官。

逐保各置牌、拘管人戶及保丁姓名。

如有申報本縣文字、並令保長輪差保丁、賚送。

（宋會要兵二保甲、續資治通鑑長編卷二二八熙寧三年十二月九日乙丑の條）

二 南宋の保伍條制

慶元二年十一月十八日、湖南安撫司言。潭州條畫措置保伍、防閑盜賊、合行事件。委是經久可行、乞下本路

州軍遵守。從之。

一、村疇保伍、自有舊法。緣縣道失于檢舉、遂致廢弛。湖湘鄉分濶遠、間有盜賊竊發、彼此不相救應。今措置團長、以便民情、初無騷擾。團長不久充、則無武斷鄉曲之患、官司不差使、則無追呼之弊。

一、諸縣管下鄉分、五家結爲一甲。家出一丁。其丁多之家兩丁。一甲之內推一名、爲甲頭。五甲內輪一名爲隊長。于都內又推一名物力最高者、爲團長。同保正副統率其丁。器械等各隨所有。遇盜賊有、先覺處鳴擊榔鼓、隊長即時率甲士、或欄于前、或截於後、上連下接、其賊自無逃遁。團長一年一替。

一、今來結甲、專委知縣尉告諭、令保正副就鄉結甲。具已、推團長等姓名申縣。即不得差公人騷擾。縣尉許行點檢、一年不得過二次、非捕盜賊、不許役使、及追赴縣點集。如違、許人陳告、定行按劾。

一、甲內人、如停著逃軍盜賊、及自爲劫掠者、仰團長等執捉、赴官斷罪、給賞。其窩停人、照條拆屋、行遣甲內、容庇五家、一例重斷。

一、逃亡軍兵及配隸之人、散在鄉村住泊、或經赦放回鄉、仰本保抄錄姓名、取索放停。公據等解官驗寔責保居住、或無停據、押歸元來軍分施行。

一、盜賊竊發去處、甲內不覺察遺漏、先行遣團長近隊、甲內不即救助、許先發覺處隊長具名申官施行。

一、市鎮居民邸店、多是作過之人藏泊。仰團長等隨所在集逐甲內丁、每季點檢一次。于點檢之際、前項約束逐一申飭隊丁。

一、都分內居民稀少、不成保伍去處、各隨人家多少、自結成一保。從團長等管一所差團長。本縣不得使之承受文引等事。如違、許團長經州縣陳訴、將所犯官吏按治施行。

(宋會要兵二保甲·慶元二年十一月十八日の條)

三 呂大臨の郷約法

〔朱子增損呂氏郷約〕 凡郷之約四。一曰德業相勸。二曰過失相規。三曰禮俗相交。四曰患難相恤。衆推有齒德者一人、爲都約正。有學行者二人、副之。約中月輪一人、爲直月。置三籍。凡願入約者、書于一籍。德業可勸者、書于一籍。過失可規者、書于一籍。直月掌之。月終、則以告于約正、而授于其次。

德業相勸

德謂見善必行、聞過必改、能治其身、能治其家、能事父兄、能教子弟、能御童僕、能肅政教、能事長上、能睦親故、能擇交遊、能守廉介、能廣施惠、能受寄託、能救患難、能導人爲善、能規人過失、能爲人謀事、能爲衆集事、能解鬪爭、能決是非、能興利除害、能居官舉職。

業謂居家、則事父兄、教子弟、待妻妾。在外、則事長上、接朋友、教後生、御童僕。至于讀書、治田、營

家、濟物、畏法令、謹租賦、好禮樂射御書數之類、皆可爲之。非此之類、皆爲無益。

右件德業、同約之人、各自進脩、互相勸勉。會集之日、相與推舉其能者、書于籍、以警勵其不能者。

過失相規

過失謂犯義之過六、犯約之過四、不脩之過五。

犯義之過、一曰酬博鬪訟。二曰行止踰違。三曰行不恭遜。四曰言不忠信。五曰造言誣毀。六曰營私太甚。

犯約之過、一曰德業不相勸。二曰過失不相規。三曰禮俗不相成。四曰患難不相恤。

不脩之過、一曰交非其人。二曰游戲怠惰。三曰動作無儀。四曰臨事不恪。五曰用事不節。

右件過失、同約之人、各自省察、互相規戒。小則密規之、大則衆戒之。不聽、則會集之日、直月以告于

約正、約正以義理誨諭之。謝過請改、則書于籍、以俟。其爭辨不服、與終不能改者、皆聽其出約。

禮俗相交

禮俗之交、一曰尊幼輩行。二曰造請拜揖。三曰請召送迎。四曰慶弔贈遺。

尊幼輩行、凡五等。○曰尊者。曰長者。曰敵者。曰少者。曰幼者。

造請拜揖、凡三條(中略)。

請召送迎、凡四條(中略)。

慶弔贈遺、凡四條。○曰凡同約有吉事、則慶之。有凶事、則弔之。每家只家長一人、與同約者俱往。其書問

亦如之。若家長有故、或與所慶弔者不相接、則其次者當之。○曰凡慶禮、如常儀有贈物。或其家力有不足、則同約爲之借助器用、及爲營幹。凡弔禮、聞其初喪、未易服、則率同約者、深衣而往、哭弔之。且助其凡百經營之事。主人既成服、則相率素幘頭素欄衫素帶、具酒果食物、而往奠之。及葬、又相率致贈、俟發引、則素服而送之。及卒哭、及小祥、及大祥、皆常服弔之。○曰凡喪家不可具酒食衣服、以待弔客。弔客亦不可受。○曰凡聞所知之喪、或遠不能往、則遣使致奠、就外次衣弔服、再拜哭而送之。過暮年、則不哭。情重、則哭其墓。

右禮俗相交之事、直月主之。有期日者、爲之期日。當糾集者、督其違慢。凡不如約者、以告于約正、而詰之、且書于籍。

患難相恤

患難之事七。一曰水火。二曰盜賊。三曰疾病。四曰死喪。五曰孤弱。六曰誣枉。七曰貧乏。

右患難相恤之事、凡有當救恤者、其家告于約正。急則同約之近者、爲之告、約正命直月徧告之。且爲之糾集、而程督之。凡同約者財物器用事馬人僕、皆有無相假。若不急之用、及有所妨者、則不必備。可借而不借、及逾期不還、及損壞借物者、論如犯約之過、書于籍。鄰里或有緩急、雖非同約、而先聞知者、亦當救助。或不能救助、則爲之、告于同約、而謀之、有能如此者、則亦書其善於籍、以告鄉人。

以上鄉約四條、本出藍田呂氏。今取其他書、及附己意、稍增損之、以通于今(下略)。

(晦庵先生朱文公文集卷七四雜著) 但し原註は略す

四 朱熹の社會法

〔社會事目〕 宣教郎直祕閣新提舉兩浙東路常平茶鹽公事朱熹、今具社會事目、如後。

一、逐年十二月、分委諸部社首保正副、將舊保簿重行編排。其間有停藏逃軍、及作過無行止之人、隱匿在內、仰社首隊長覺察申報、尉司追捉、解縣根究。其引致之家、亦乞一例斷罪。次年三月內、將所排保簿赴鄉官交納、鄉官點檢、如有漏落、及妄有增添、一戶一口不實、即許人告、審實、申縣乞行根治。如無欺弊、即將其簿紐算人口、指定米數大人若干、小兒減半、候支貸日、將人戶請米狀拖對批填、監官依狀支散。

一、逐年五月下旬、新陳未接之際、預於四月上旬、申府乞依例給貸。仍乞選差本縣清強官一員、人吏一名、斗子一名前來、與鄉官同共支貸。

一、申府差官訖、一面出榜、排定日分、分都支散、先遠後近、一日一都。曉示人戶、產錢六百文以上、及自有營運衣食不闕、不得請貸。各依日限、具狀、狀內開設大人小兒口數。結保、每十人結爲一保、遞相保委、知保內逃亡之人、同保均備取保、十人以下不成保、不支。正身赴倉請米。仍仰社首保正副隊長大保長、並各赴倉識認面目、照對保簿、如無僞冒重疊、即

與簽押保明。其社首保正等人不保，而掌主保明者聽。其日監官同鄉官，入倉據狀依次支散。其保社明不實，別有情弊者，許人告首，隨事施行。其餘即不得妄有邀阻。如人戶不願請貸，亦不得妄有抑勒。

一、收支米，用淳熙七年十二月本府給到新添黑官桶及官斗。每桶受米五省半。仰斗子依公平量。其監官鄉官人從逐廳，只許兩人入中門。其餘並在門外，不得近前挨拶，攙奪人戶所請米斛。如違，許被授人當廳告覆，重作施行。

一、豐年如遇人戶請貸官米，即開兩倉，存留一倉。若遇飢歉，則開第三倉，專賑貸深山窮谷耕田之民。庶幾豐荒賑貸有節。

一、人戶所貸官米，至冬納還。不得過十一月下旬。先於十月上旬定日申府，乞依例差官將帶吏斗前來，公共受納，兩平交量。舊例每石收耗米二斗。今更不收上件耗米。又慮倉廩折閱，無所從出，每石量收三升。準備折閱，及支吏斗等人飯米，其米正行附曆收支。

一、申府差官訖，即一面出榜，排定日分，分都交納，先近後遠，一日一都。仰社首隊長告報保頭，保頭告報各戶。遞相糾率造，一色乾硬糙米，具狀，同保共爲一狀，未足不得交納，如保內有人逃亡，即同保均備納足。赴倉交納。監官鄉官吏斗等人，至日赴倉受納。不得妄所阻節，及過數多取。其餘並依給米約束施行。其收米人吏斗子，要知首尾，次年夏支貸日，不可差換。

一、收支米訖，逐日轉上本縣所給印曆。事畢日，具總數申府縣照會。

一、每過支散交納日，本縣差到人吏一名，斗子一名，社倉算交司一名，倉子兩名，每人日支飯米一斗，約半月。發遣裹足米二石，共計米一十七石五斗。又貼書一名，貼斗一名，各日支飯米一斗，約半月。發遣裹足米六斗，共計四石二斗。縣官人從七名，鄉官人從共一十名，每名日支飯米五升，十日。共計米八石五斗。已上共計米三十石二斗。一年收支兩次，共用米六十石四斗。逐年蓋牆并買藁薦，修補倉廩，約米九石。通計米六十九石四斗。

一、排保式。某里第某都，社首某人。今同本都大保長隊長編排，到都內人口數下項。

甲戶。大人若干口，小兒若干口，居住地名某處。或產戶開設產錢若干。或白煙耕田。開店買賣。土著外來，係某年移來。逐戶開列。

餘開

右某等今編排，到都內之人戶口數在前，即無漏落及增添。一戶一口不實。如招人戶陳首，甘伏解縣斷罪。謹狀。

年月日 大保長姓名

隊長姓名

保正副姓名

社首姓名

一、請米狀式。某都第某保，隊長某人，大保長某人下某處地名，保頭某人等幾人。今遞相保委就社倉借米。

每大人若干。小兒減半。候冬收日、備乾硬糲米、每石量收耗米三升、前來送納。保內一名走失事故、保內人情願均備取足、不敢有違。謹狀。

年月日 保頭姓名

甲戶開名

大保長姓名

隊長姓名

保長姓名

社首姓名

一、社倉支貸、交收米斛、合係社首保正副、告報隊長保長、隊長保長、告報人戶。如闕隊長、許人戶就社倉陳說、告報社首、依公差補。如闕社首、即申尉司定差。

一、簿書鎖鑰、鄉官公共分掌。其大項收支、須監官簽押。其餘零碎出納、即委鄉官公共掌管。務要均平、不得徇私容情、別生姦弊。

一、如遇豐年、人戶不願請貸、至七八月、而產戶願請者聽。

一、倉內屋宇什物、仰守倉人常切照管。不得毀損、及借出他用。如有損失、鄉官點檢、勒守倉人賠償。如些小損壞、逐時修整。大段改造、臨時具因依申府、乞撥米斛。

(晦庵先生朱文公文集卷九九公移)

五元の社規

至元二十三年六月十二日、中書省奏。立大司農司的聖旨奏呵、與者麼道聖旨有來、又仲謙那的每行來的條畫在先、也(他)省官人每的印信文字行來、如今條畫根底、省家文字裏交行呵、怎生麼道奏呵、那般者麼道聖旨了也、欽此。今將奏奉聖旨定到條畫、開立于后。

一、諸縣所屬村疇、凡五十家立爲一社。不以是何諸色人等並行入社。令社衆推舉年高通曉農事、有兼丁者、立爲社長。如一村五十家以上、只爲一社。增至百家者、別設社長一員。如不及五十家者、與附近村分相併爲一社。若地遠人稀不能相併者、斟酌各處地面、各村自爲一社者聽。或三村或五村併爲一社、仍於酌中村內選立社長。官司並不得將社長差占別管餘事、專一照管教勸本社之人、務勸農業、不致惰廢。如有不肯聽從教勸之人、籍記姓名、候提點官到彼、對社衆責罰。所立社長與免本身雜役。年終考較、有成者優賞、怠廢者責罰。仍省會社長却不得因而騷擾、亦不得率領社衆、非理動作聚集、以妨農時外、據其餘聚衆作社者、並行禁斷。若有違犯、從本處官司就便究治。

一、農民每歲種田、有勤謹趁時而作者、懶惰過時而廢者、若不明諭、民多苟且。今後仰社長教諭、各隨風土所

宜，須管趁時農作。若宜先種者，儘力先行布種植田，以次各各隨宣布種。必不得已，然後補種晚田瓜菜。仍於地頭道邊各立牌檄，書寫某社某人地段。仰社長時々往來點觀，獎勵誠諭，不致荒蕪。仍仰隄備天旱。有地主戶量種區田。有水則近水種之，無水則鑿井。如井深不能種區田者，聽從民便。若有水田之家，不必區種，據區田法度，別行發去。仰本路鑿板多廣印散諸民。若農作動時，不得無故飲食失誤生計。

一、每丁週歲須要栽桑棗二十株，或附宅栽種地桑二十株，早供蟻蠶食用。其地不宜栽桑棗，各隨地土所宜，栽種榆柳等樹，亦及二十株。若欲栽種雜果者，每丁栽種一十株，皆以生成爲定數目，願多栽者聽。若本主地內栽種已滿，別無餘地可栽者，或有病喪丁數，不在此限。若有上年已栽桑果數目，別行具報，却不得朦昧報充次年數目。或有死損，從實申說，本處官司申報不實者，並行責罰。仍仰隨社布種苜蓿，初年不須割刈，次年收到種子轉轉俵散，務要廣種，非止喂養頭疋，亦可接濟饑年。

一、隨路皆有水利，有渠已開而水利未盡其地者，有全未曾開種并剋可挑掘者，委本處正官一員，選知水利人員，一同相視，中間別無違礙，許民量力開引。如民力不能者，申覈上司，差提舉河渠官相驗過，官司添力開挑外，據安置水碾磨去處，如遇澆田時月，停住碾磨，澆溉田禾。若是水田澆畢，方許碾磨依舊引水用度。務要各得其用。雖有河渠泉脈，如是地形高阜不能開引者，仰成造水車，官爲應副（付）人匠，驗地里遠近人戶多寡，分置使用。富家能自置材木者，令自置。如貧無材木，官爲買給，已後收成之日，驗使水之家，均補還官。若有不知造水車去處，仰申覆上司，關（開）樣成造。所據運鹽運糧河道，仰各路從長講究

可否申覆，合于部分定奪，利國便民，兩不相妨。

一、近水之家，許鑿池養魚并鵝鴨之類，及栽種蓮藕鷄頭菱角蒲葦等，以助衣食。如本主無力栽種，召人依例種佃，無致閑歇無用。據所出物色，如遇貨賣有合稅者，依例赴務投稅。難同自來辦課河泊剋立課程，以致人民不敢增修。

一、本社內，遇有病患凶喪之家，不能種蒔者，仰令社衆各備糧飯器具，併力耕種，鋤治收刈。俱要依時辦集，無致荒廢。其養蠶者，亦如之。一社之中，災病多者，兩社併助外，據社衆使用牛隻。若有倒傷，亦仰照依鄉原例，均助補買。比及補買以來，併牛助工。如有餘剩牛隻之家，令社衆兩和租賃。

一、應有荒地，除軍馬營盤草地，已經上司撥定邊界者，并公田外，其餘投下探馬赤官豪勢要之家，自行冒占，年深荒閑地土，從本處官司勘當得實，打量見數，給付附近無地之家，耕種爲主，先給貧民，次及餘戶。如有爭差，申覆上司定奪外，據祖業，或立契買到地土，近年銷乏，時暫荒閑者，督勒本主，立限開耕租佃，須要不致荒蕪。若係自來地薄，輪番歇種去處，即仰依例存留，歇種地段亦不得多餘冒占。若有熟地夾間，本主未耕荒地不及一頃者，不在此限。仍督責早爲開耕。

一、每社立義倉，社長主之。如遇豐年，收成去處，各家驗口數，每口留粟一斗。若無粟抵斗，存留雜色物料，以備歉歲。就給各人自行食用，官司並不得拘檢借貸動支。經過軍馬，亦不得強行取要。社長明置文曆，如欲聚集收頓，或各家頓放，聽從民便。社長與社戶從長商議，如法收貯，須要不致損壞。如遇天災凶

歲、不收去處、或本社內有不收之家、不在存留之限。

一、本社內、若有勤務農桑、增置家產、孝友之人、從社長保舉(申)、官司體究得實、申覆上司、量加優恤。若社長與本處官司體究、所保不實、亦行責罰。本處官司並不得將勤謹增置到物業、添加差役。

一、若有不務本業、游手好閑、不遵父母兄長教令、兇徒惡黨之人、先從社長叮嚀教訓。如是不改、籍記姓名。候提點官到日、對社衆審問是實、於門首大字粉壁、書寫不務本(正)業、游惰兇惡等名稱。如本人知耻改過、從社長保明申官、毀去粉壁。如終是不改、但遇本社合着夫役、替民應當。候悔過自新、方許除籍。

一、今後每社設立學校一所。擇通曉經書者、爲學師。於農隙時月(分)、各令子弟入學。先讀孝經小學、次及大學論孟經史。務要各知孝悌忠信、敦本抑末。依鄉原例出辦束脩。如自願立長學者聽。若積久學問有成者、申覆上司照驗。

一、若有蟲蝗遺子去處、委各州縣正官一員、於十月內、專一巡視本管地面。若在熟地併力翻(番)耕。如在荒陂大野、先行耕園、籍記地段。禁約諸人、不得燒燃荒草、以備(免)來春蟲蝻生發時分、不分明夜、本處正官監視、就草燒除。若是荒地窄狹無草可燒去處、亦仰從長規劃。春首捕除、仍仰更爲多方用心、務要盡絕。若在煎鹽草地內蟲蝻遺子者、申部定奪。

一、(先降去詢問條畫、並行革去。止依今降條畫施行。)

一、若有該載不盡農桑水耕、於民有益、或可預防蝗旱災咎者。各隨方土所宜、量力施行。仍申覆上司照驗。

一、前項農桑水利等事、專委府州司縣長官。不妨本職提點勾當。若有事故差出、以次官提點。如但有違慢沮壞之人、取問是實、約量斷罪。若有恃勢不伏、或事重者、申覆上司究治。其提點官不得勾集百姓、仍依時月下村提點、止許將引當該司吏一名祇候人一二名。毋得因而多將人力騷擾。取受據每縣年終比附到、各社長農事成否等第、開申本管上司通行考較。其本管上司却行開坐所屬州縣提點官勾當成否、編類等第、申覆司農司、及申戶部照驗。才候任滿於解由內、分明(明)開寫排年考較到提點農事功勤廢惰事跡、赴部照勘、呈省欽依見降聖旨比(依)附、以爲殿最、提刑按察司更爲體察。

(通制條格卷一六田令·農桑、元典章卷二二戶部九·農桑)

六 元の理民條格

至元二十八年六月、中書省奏准至元新格。

一、諸理民之務、禁其擾民者、此最爲先。凡里正公使人等、貼書亦同、從各路總管府擬定、合設人數、其令司縣選留廉幹無過之人、多者罷去。仍須每事設法關防、毋致似前侵害百姓。

一、諸村主首使佐里正、催督差稅、禁止違法。其坊村人戶鄰居之家、照依舊例、以相檢察、勿造非違。

一、諸社長本爲勸農而設。近年以來，多以差科干擾，大失元立社長之意。今後凡催差辨集，自有里正主首。其社長使專勸課。凡農事未喻者教之，人力不勤者督之，必使農盡其功，地盡其利。官司有不遵守妨廢勸農者，從肅政廉訪司究治。

一、諸州縣官勸農日，社內有游蕩好閑，不務生理，累勸不改者，社長須得對衆舉明，量示懲戒。其社長若年小德薄，不爲衆人信服，卽聽詢舉深知農事，年高純謹之人易換。

一、諸假托靈異，妄造妖言，佯修善事，夜聚明散，并凡官司已行禁治事理，社長每季須一誠諭，使民知恐毋陷刑憲。

一、諸遇災傷闕食，或能不恡己物，勸率富有之家，叶同周濟，困窮不致失所者，從本處官司保申，上司申部呈省。

一、諸義倉，本使百姓豐年貯蓄，歉年食用，此已驗良法，其社長照依元行，當復修舉。官司敢有拘檢煩擾者，從肅政廉訪司糾彈。

一、諸富戶，依托見任官員，影避差役者，所在肅政廉訪司官常須用心禁察，毋使循習舊弊，靠損貧民。違者，其官與民並行治罪。

一、諸論訴婚姻家財田宅債負，若不係違法重事，並聽社長以理論解，免使妨廢農務，煩擾官司。

(通制條格卷一六田令·農桑)

七 明の里甲制規

洪武十四年(實正月命)詔，天下府州縣，編賦役黃冊。以一百一十戶爲里，推丁(糧)多者十人爲長。餘百戶爲十甲，甲凡十人，歲役里長一人，管攝一里之事。城中曰坊，近城曰廂，鄉都曰里。凡十年一周，先後則各以丁數多寡爲次。每里編爲一冊，冊首總爲一圖。鰥寡孤獨不任役者，則帶管於百一十戶之外，而列於圖後，名曰畸零。冊成，一本進戶部，布政司及府州縣各存一本。

(洪武)二十四年，奏准攢造黃冊格式。

有司先將一戶定式謄刻印板，給與坊長廂長里長，并各甲首。令人戶自將本戶人丁事產，依式開寫，付該管甲首。其甲首，將本戶并十戶造到文冊，送各該坊廂里長。坊廂里長，各將甲首所造文冊攢造一處，送赴本縣。本縣官吏，將冊比照先次原造黃冊查算，如人口有增，卽爲作數。其田地等項，買者從其增添，賣者准令過割，務不失原額。排年里長，仍照黃冊內原定人戶應當。設有消乏，許於一百戶內，選丁糧近上者補充。圖內有事故戶絕者，於畸零內補贖。如無畸零，方許於鄰圖人戶內撥補。其上中下三等入戶，亦照原定編排，不許更改。果有消乏事故，有司驗其丁產，從公定奪。仍於各文冊前面，本縣照依式樣，類總填圖。所在有司官

吏里甲、敢有團局造冊、科斂害民、或將各處寫到如式無差文冊、故行改抹、刁蹬不收者、許老人指實、連冊綁縛害民吏典、赴京具奏、犯人處斬。若頑民粧誣排陷者、抵罪。若官吏里甲、通同人戶、隱瞞作弊、及將原報在官田地、不行明白推收過割、一槩影射、減除糧額者、一體處死。隱瞞人戶、家長處死、人口遷發化外。

凡編排里長、務不出本都。且如一都有六百戶、將五百五十戶、編爲五里。剩下五十戶、分派本都、附各里長名下、帶管當差。不許將別都人口補轄。其畸零人戶、許將年老殘疾、并幼少十歲以下、及寡婦、外郡寄莊人戶編排。若十歲以上者編入正管。且如編在先次十歲者、今已該二十歲。其十歲以上者、各將年分遠近編排、候長一體充當甲首。其有全種官田人戶、亦編入圖內輪當。

凡冊式內、定到田地山塘房屋車船各項款目、所在官司、有者依式開寫、無者不許虛開。若類縣總都總收除項下、止許開寫人丁事產總數、不必備開花戶。其州縣將各里文冊、類總填圖完備、仍依定式、將各里人丁事產、攢造一處、別造類冊一本、於內分豁各鄉都人丁事產總數。正官首領官吏、躬親磨算、查對相同。於各里并本州縣總冊後、書名畫字用印、解赴本府。其提調正官首領官吏、於各州縣造到文冊、躬親檢閱、磨算相同。本府依定式、別造總冊一本、於內分豁各州縣人丁事產總數。并州縣造到各項冊後、一體開寫年月、書名畫字用印。直隸府州、本府委官一員率各州縣提調造冊官吏、親齋。其布政司所轄府州、仍申解布政司、本司官吏躬親檢閱、磨算相同。依式類造總冊一本、於內分轄各府州人丁事產總數。於各府州造到總冊後、填寫年

月、書名畫字用印。委官一員率各府州縣官吏、親齋。俱限年終進呈。

凡菴觀寺院、已給度牒僧道、如有田糧者、編入黃冊、與里甲納糧當差。於戶下開寫一戶、某寺院菴觀、某僧某道、當幾年里長甲首。無田糧者、編入帶管畸零下、作數。

凡黃冊字樣、皆細書。大小行款高低、照坐去式樣。面上鄉都保分等項、照式刊印、不許用紙浮貼。其各州縣每里造冊二本、進呈冊用黃紙面、布政司府州縣用青紙面。

凡雲南各府攢造黃冊、除流官及土官、馴熟府分、依式攢造外、其土官用事邊遠頑野之處、里甲不拘定式、聽從實編造。貴州宣慰司不造。播州宣慰司、附近通漢語者編造。其餘夷民不造。

(萬曆大明會典卷二〇戶部七戶口二黃冊)

八 明の教民榜文

戶部爲教民事。洪武三十一年三月十九日、本部尙書郁新等同文武百官於奉天門、早朝欽奉聖旨。：今出令昭示天下。民間戶婚、田土、鬪毆、相爭一切小事、須要經由本里老人里甲斷決。若係姦盜、詐僞、人命重事、方許赴官陳告。是令出後、官吏敢有紊亂者、處以極刑。民人敢有紊亂者、家遷化外。前已條例昭示。

爾戶部再行申明。……欽此。本部今將聖旨事意，備云刊印昭布天下。仰欽遵施行。

一、民間戶婚田土鬪毆相爭一切小事，不許輒便告官。務要經由本管里甲老人理斷。若不經由者，不問虛實，先將告人杖斷六十，仍發回里甲老人理斷。

一、老人里甲與鄉里人民，住居相接，田土相隣，平日是非善惡，無不周知。凡因有陳訴者，即須會議，從公剖斷。許用竹篋荆條，量情決打。若不能決斷，致令百姓赴官索煩者，其里甲老人，亦各杖斷六十。年七十已上者不打。依律罰贖，仍着落果斷。若里甲老人循情作弊，顛倒是非者，依出入人罪論。老人里甲合理詞訟。

戶婚 田土 鬪毆 爭占 失火 竊盜 罵詈 錢債 賭博 擅食田園瓜果等 私宰耕牛 棄毀器物稼穡等 畜產咬殺人 卑幼私擅用材 褻瀆神明 子孫違犯教令 師巫邪術 六畜踐食禾稼等 均分水利

一、凡老人里甲剖決民訟，許於各里申明亭議決。其老人須令本里衆人推舉，平日公直，人所敬服者，或三名五名十名，報名在官，令其剖決。若事干別里，須會該里老人里甲公同剖決。其坐次先老人，次里長，次甲首，論齒序坐。如里長年長於老人者，坐於老人之上。如此剖判民訟，抑長幼有序，老者自然尊貴。

一、老人理詞訟，不問會朝觀未曾朝觀，但年五十之上，平日在鄉有德行，有見識，衆所敬服者，俱令剖決事務，辨別是非。有年雖高大，見識短淺，不能辨別是非者，亦置老人之列，但不剖決事務。

一、本里老人遇有難決事務，或子弟親戚有犯相干，須會東西南北四隣里分，或三里五里衆老人里甲剖決。如

此，則有見識多者，是非自然明白。

一、老人里甲剖決詞訟，本以便益官府。其不才官吏，敢有生事羅織者，罪之。

一、老人有犯罪責，許衆老人里甲公同會議，審察所犯真實。輕者，就便剖決。再不許與衆老人同列理訟。若有所犯重者，亦須會審明白，具由送所在有司，解送京來。不許有司擅自拏問。若有有司擅自拏問者，許老人具由來奏。罪及有司。

一、老人中有等不行正事，倚法爲姦，不倚衆人公論，攪擾壞事者，許衆老人拏赴京來。

一、老人母得指以斷決爲由，挾制里甲，把持官府，不當本等差役。違者，家遷化外。

一、鄉里中，凡有姦盜詐僞人命重事，許赴本管官司陳告。其官吏明知此等，不係老人里甲理斷，一概推調不理者，治以重罪。若里甲老人合理之事，頑民故違號令，徑直告官，其當該官吏，不即挾斷發與斷理，因而稽留作弊，詐取財物者，亦治以重罪。

一、姦盜詐僞人命重事，前例以令有司決斷。今後民間，除犯十惡強盜及殺人，老人不理外，其有犯姦盜詐僞人命，非十惡，非強盜殺人者，本鄉本里內自能含忍省事，不願告官，繫累受苦，被告伏罪，亦免致身遭刑禍，止於老人處決斷者，聽。其所以老人不許推調不理。若里老人剖斷發落，其刁頑之徒，事不干已，生事訴告攪擾，有司官吏，生事羅織，以圖賄賂者，俱治以罪。

一、民間詞訟，已經老人里甲處置停當，其頑民不服，展轉告官，捏詞誣陷者，正身處以極刑，家遷化外。其

官吏人等、不察所以、一概受理、因而貪贓作弊者、一體罪之。

一、老人里甲、剖決民訟、毋得置立牢獄。不問男子婦人犯事、不許拘禁。晝則會問、晚則放回。事若未了、次日再來聽問。敢有監禁生事者、治以重罪。

一、里甲老人、凡本管人民、有事自來陳告、方許辯理。若民些少詞訟、本人自能含忍、不願告訴、若里甲老人風聞尋趁、勾引生事者、杖六十。有賊者、以贓論。

一、民間一里之中、若有強劫盜賊、逃軍逃囚、及生事惡人、一人不能緝捕、里甲老人即須會集多人、擒拏赴官。違者、以罪罪之。

一、老人里甲、不但與民果決是非、務要勸民爲善。其本鄉本里人民、務要見丁着業。凡有出入、互相周知、大誥內已有條款、務要申明遵守。違者、論罪。

一、本鄉本里、有孝子順孫義夫節婦、及但有一善可稱者、里老人等以其所善實跡、一聞朝廷、一申上司、轉聞于朝。若里老人等已奏、有司不奏者、罪及有司。此等善者、每遇監察御史及按察司分巡到來、里老人等亦要報知、以憑覈實入奏。

一、本鄉本里、但有無籍潑皮、平日刁頑、爲非作歹、不受教訓、動輒把持挾制、此非良善之民。衆老人嚴加懲治。如是、仍前不改、拏送有司、解赴京來。若有司循情脫放不解者、許老人奏聞。

一、每鄉每里、各置木鐸一箇。於本里內選年老或殘疾、不能理事之人、或瞽目者、令小兒牽引、持鐸循行本里。如本里內無此等之人、於別里內選取。俱令直言叫喚、使衆聞知、勸其爲善、毋犯刑憲。其詞曰、孝順父母。尊敬長上。和睦鄉里。教訓子孫。各安生理。毋作非爲。如此者每月六次。其持鐸之人、秋成之時、本鄉本里內、衆人隨其多寡、資助糧食。如鄉村人民住居四散寬遠、每一甲內置木鐸一箇、易爲傳曉。木鐸式。以銅爲之、中懸木舌。

一、鄉里有等頑民、平日因被老人責罰、懷挾私恨、以告狀爲由、朦朧將老人排捏妄告者、事發、頑民治以重罪。

一、本里有遞年、有犯法官吏人等、或工役、或充軍逃回者、有別處逃來者、老人須要家至戶到、叮嚀告誡。里內人民、毋得隱藏、將此等軍囚、送赴官司起解。免致連年勾擾、隣里親戚受害。設若隱藏在鄉、事發、必然被其連累。

一、朝廷設官分職、本爲安民。除授之際、不知賢否、到任行事、方見善惡。果能公勤廉潔、爲民造福者、或被人誣陷、許里老人等遵依大誥內多人奏保、以憑辯理。如有贓貪害民者、亦許照依先降牌內事例、再三勸諫。如果不從、指陳實跡、綁縛赴京、以除民害。凡保奏者、須要衆皆稱善。綁縛者、須要衆知其惡。務在多人、方見公論。若止三五人十數人稱其善惡、人情偏向、朝廷難以准信。若見官長正直、設計引誘貪贓、或以贓物排陷、妄行綁縛、及有不才官員、因是平日與其交通賄賂、却稱其爲善、妄來保奏、如此顛倒是非、亂政壞法、得罪深重、豈能保其身家。

一、兩浙江西等處人民、好詞訟者多。雖細微事務、不能含忍、徑直赴京告狀。設若法司得人、審理明白、隨即發落、往往亦要盤纏。如法司囚人數多、一時發落不及、或審理不明、淹禁月久、死者亦廣。其干連之人、無罪而死者不少。詳其所以、皆由平日不能互相勸誡、不忍小忿、動輒經由官府、以致身亡家破。如此者連年不已。曾無警省。今後老人、須要將本里人民懇切告誡。凡有戶婚田土鬪毆相爭等項、細微事務、互相含忍。設若被人凌辱太甚、情理難容、亦須赴老人處告訴。量事輕重、割斷責罰、亦得伸其抑鬱、免致官府繫累。若頑民不遵榜諭、不聽老人告誡、輒赴官府告狀、或徑赴京越訴、許老人擒拏問罪。

一、河南山東農民中、有等懶惰、不肯勤務農桑、以致衣食不給。朝廷已嘗差人督併耕種。今出號令、此後止是各該里分老人勸督。每村置鼓一面、凡遇農種時月、五更擂鼓、衆人聞鼓下田。該管老人點閱、若有懶惰不下田者、許老人責決。務要嚴切督併、見了着業、毋容惰夫遊食。若是老人不肯勸督、農人窮窘爲非、犯法到官、本鄉老人有罪。

一、鄉里人民、貧富不等。婚姻死喪吉凶等事、誰家無之。今後本里人戶、凡遇此等、互相調給。且如某家子弟婚姻、其家貧窘、一時難辦、一里人戶、每戶或出鈔一貫、每戶一百、便是百貫、每戶五貫、便是五百貫。如此資助、豈不成就。日後某家婚姻、亦依此法、輪流調給。又如某家、或父母死喪在地、各家或出鈔若干、或出米若干資助、本家或棺槨、或僧道修設善緣等事、皆可了濟。日後某家倘有此事、亦如前法、互相調給、雖是貧家些少錢米、亦可措辦。如此則衆輕易舉。行之日久、鄉里自然親愛。

一、民間子弟七八歲者、或十二三歲者、此時慾心未動、良心未喪、早令講讀三編大誥。誠以先入之言爲主、使知避凶趨吉、日後皆成賢人君子、爲良善之民、免貽父母憂慮、亦且不犯刑憲、永保身家。

一、鄉飲酒禮、本以序長幼、別賢否、乃厚風俗之良法。已令民間遵行。今在申明。務要依頒降法式行之。長幼序坐、賢否異席。如此日久、豈不人皆向善避惡、風俗淳厚、各爲太平之良民。

一、鬼神之道、陰陽表裏、人雖無見、冥冥之中、鬼神鑒察、作善作惡、皆有報應。曩者已令鄉村各祭本鄉土穀之神、及無祀鬼神。今再申明、民間歲時依法祭祀、使福善禍淫、民知戒懼、不敢爲惡。如此則善良日增、頑惡日消、豈不有補於世道。

一、如今天下太平、百姓除本、分納糧當差之外、別無差遣。各宜用心生理、以足衣食。每戶務要照依號令。如法栽種桑株棗柿棉花。每歲養蠶所得絲綿、可供衣服。棗柿豐年、可以賣鈔使用、遇儉年、可當糧食。此事有益。爾民、里甲老人、常提督點視、敢有違者、家遷化外。

一、民間或有某水、可以灌溉田苗。某水爲害、可以堤防。其河壅塞、可以疏通。其當里老人、會集踏看、丈量見數、計較合用人工、併如何修築、如何疏通、定奪計策、畫圖帖說、赴京來奏、以憑爲民、興利除害。

一、自古民人納糧當差、本以永安。近年以來、有司不才、官吏不能教民爲善。惟務貪贓、於納糧當差之際、往往接受寬限錢鈔、放富差貧。致令愚民做做、合納糧不肯依期送納、虛賣實收、本分差役不肯趨事赴工。

今後民人、凡遇納糧當差、不許買求官府、該納稅糧依期送納、本等差役即便應當。若本等稅糧已納、差役已當、其官吏糧里人等、重行科斂差使者、許受害之家、會集多人、綁縛赴京、治以重罪。

一、元朝天下鄉村人家子弟、讀書者多。洪武初年、命各處鄉村、設立社學、教訓子弟、使爲良善。其不才有司里甲人等、倚此作弊。將有子弟本有暇讀書、却受財賣放、不令入學。無子弟無暇讀書、却逼令入學。致以民人受害、所以革去社學。今後民間子弟、許令有德之人、不拘所在、亦不拘子弟名數、每年十月初開學、至臘月終罷。如丁多有暇之家、常讀常教者、聽。其有司官吏里甲人等、敢有干與攪擾者、治以重罪。

一、父母生身之恩至大、其鞠育劬勞、詳載大誥。今再申明。民間有祖父母父母在堂者、當隨家貧富、奉養無缺。已亡者、依時祭祀、展其孝敬。爲父母者、教訓子弟、爲子弟者、孝敬伯叔、爲妻者、勸夫爲善。如此和睦宗族、不犯刑憲。父母妻子、朝夕相守、豈不享太平。祝文式。(略中)

一、各處教官訓導、遞年作表、誹謗大逆、不臣事發、杭州等學訓導景德輝等若干、俱已伏誅。今後天下教官人等、務要依先聖先賢格言、教誨後進、使之成材、以備任用。敢有不依聖賢格言、妄生異議、瞽惑後生、乖其良心者、誅其本身、全家遷發化外。

一、鄉里人民、住居相近、田土相隣、父祖以來、非親即識。其年老者、有是父祖輩行、有是伯叔輩行、有是兄輩行者。雖不是親、也是同鄉、朝夕相見、與親一般、年幼子弟皆須敬讓。敢有輕薄不循教誨者、許里甲老人、量情責罰。若年長者不以禮導後生、倚恃年老、生事羅織者、亦治以罪。務要隣里和睦、長幼相愛。

如此、則日久、自無爭訟、豈不優遊田里、安享太平。

一、鄉里人民、或有生理不前、家道消乏、因遇非災橫禍、缺少用度、不得已、要將父祖所置田地產業變賣者、許其明立文契、從便出賣。里隣親屬合該畫字、不許把持刁蹬、措索財物酒食。違者治罪。

一、各處衛所軍士、專在禦侮防奸、保安黎庶。遞年以來、有因征進在逃、有在衛逃亡、及有爲事充軍逃故者。各該衛所、往往差人勾丁補役、捉拏正身、其良善里甲老人、不敢隱占、即時勾發。有等無知之徒、罔知利害、互相隱蔽、買囑有司、却作無勾戶絕等項、虛捏回申、及再行差人挨究、却又有丁。如此作弊獲罪者亦多。今後老人里甲、凡遇勾軍、即便發遣、免致官府往復差人勾擾、連累鄉里不得安業。若有名姓差訛、冒名勾取者、許於老人里甲處陳告。其老人里甲即與體審窮究、將應合當軍人的確姓名、連人解送、免致赴京陳告、展轉照勘案煩官府。其應合當軍人、恃頑不行赴衛、欺瞞官府、捏詞妄告者、許老人指實呈解、有司問罪。如是老人不理、亦治以罪。

一、民間詞訟、已令自下而上陳告、越訴者有罪。所司官吏往往不遵施行、致令越訴者多。今後敢有仍前不遵者、以違制論的決。

一、榜文內坐去事理、皆係教民孝悌忠信禮義廉恥等事、所在官吏老人里甲人等、常體朝廷教民之意、各宜趨善避惡、保守身家。常川遵守奉行、毋視虛文。務在實效。違此令者、各照所犯罪之。

一、直隸府州縣、從監察御史、在外布政司府州縣、從各道按察司、當加申明、務要依榜文內事理、永遠遵

守。敢有視為泛常、不行申明者、治之以罪。

一、凡理訟老人、有事聞奏、憑此赴京、不須文引、所在關隘去處、毋得阻當。餘人不許。如有假作老人名目、齎此赴京言事者、治以重罪。

(皇明制書卷九)

九 王守仁の郷約法

〔南贛郷約〕……今特為郷約、以協和爾民。(自今、凡爾同約之民。皆宜孝爾父母、敬爾兄長、敬訓爾子孫、和順爾鄉里、死喪相助、患難相恤、善相勸勉、惡相告戒、息訟、罷爭、講信、修睦、務為良善之民、共成仁厚之俗。……爾等慎思吾言、毋忽。

一、同約中、推年高有德、為衆所敬服者一人、為約長。二人為約副。又推公直果斷者四人、為約正。通達明察者四人、為約史。精健康幹者四人、為知約。禮儀習熟者二人、為約贊。置文簿三扇。其一扇、備寫同約姓名、及日逐(出入)所為、知約司之。其二扇、一書彰善、一書糾過、約長司之。

一、同約之人、每一會、人出銀三分。送知約、具飲食。毋太奢、取免飢渴而已。

一、會期以月之望。若有疾病事故、不及赴者、許先期遣人告知約。無故不赴者、以過惡書。仍罰銀一兩、公用。

一、立約所於道里均平之處、擇寺觀寬大者、為之。

一、彰善者、其辭顯而決、糾過者、其辭隱而婉、亦忠厚之道也。如人有不弟母直、曰不弟。但云聞某於事兄敬長之禮、頗有未盡、某未敢以為信、姑書之、以俟。凡糾過惡者、皆例此。若有難改之惡、且勿糾使無所容、或激而遂肆其惡矣。約長副等、須先期陰與之言、使當自首、衆共誘掖獎勵之、以興其善念、姑使書之、使其可改。若不能改、然後糾而書之。又不能改、然後白之官。又不能改、同約之人執送之、官明正其罪。勢不能執、戮力協謀、官府請兵、滅之。

一、通約之人、凡有危疑難處之事、皆須約長會同約之人、與之區(裁)處。(區畫)必當於理濟、於事而後已。不得坐視推託。陷人於惡罪、坐約長約正諸人。

一、寄莊人戶、多於納糧當差之時、躲回原籍、(往往)負累同甲。今後約長等、勸令及期完納應承。如蹈前弊、告官懲治、削去寄莊。

一、本地大戶、異境客商、放債收息、合依常例、毋得磊算。或有貧難不能償者、亦宜以理量寬有等。不仁之徒、輒便捉鎖磊取、挾寫田地、致令窮民、無告去、而為(之)盜。今後有此告、諸約長等、與之明白、償不及數者、勸令寬捨。取已過數者、力與追還。如或恃強不聽、率同約(之人)鳴(之)官(同)。

- 一、親族鄉鄰，往往有因小忿，投賊復讐，殘害良善，釀成大患。今後一應鬪毆不平之事，鳴之約長等，公論是非。或約長聞之，即與曉諭解釋。敢有仍前妄爲者，率（諸）同約呈官誅殄。
- 一、軍民人者，若有陽爲良善，陰通賊情，販賣牛馬，走傳消息，歸利一。已殃（及）萬民者，約長等率同約諸人，指實勸戒，不悛，呈官究治。
- 一、吏書義民總甲里老百長弓兵機快人等，若攬差下鄉，索求齋（賚）發者，約長率同約，呈官追究。
- 一、各寨居民，昔被新民之害，誠不忍言。但今既許其自新，所占田產，已令退還。毋得再懷前讐，致擾地方。約長等常宜曉諭，令各守本分，有不聽者，呈官治罪。
- 一、投招新民，因爾一念之善貸，爾之罪當痛。自克責改過，自新勤耕勤織。平買平賣思，同良民，無以前日名目，甘心下流，自取滅絕，約長等各宜時時提撕曉諭。如踵前非者，呈官懲治。
- 一、男女長成，各宜及時嫁娶，往往女家責聘禮不充，男家責嫁裝不豐，遂致愆期。約長等其各省諭諸人，自今（其）稱家有無，隨時婚嫁。
- 一、父母喪葬衣衾棺槨，但盡誠孝，稱家有無而行此外，或大作佛事，或盛設宴樂，傾家費財，俱於死者無益。約長等其各省諭約內之人，一遵禮制，有仍蹈前非者，即與糾惡簿內，書以不孝。

一、（略中）

（陽明先生鄉約法·學海類篇，王文成公全書卷一七公移）

一〇 王守仁の保甲法

〔十家牌法告諭各府老子弟〕本院奉命巡撫，是方惟欲剪除盜賊，安養小民。……今爲此牌。似亦煩勞，爾衆中間，固多詩書禮義之家，我豈忍以狡詐相待，（爾良民），便欲防奸革弊，以（保）安（爾）良善，則又不得不然。……吾愧德政未敷，而徒以言教。父老子弟，勉體吾意，輪牌人每日。仍將告諭，省曉各家一番。

十家牌式

某縣某坊 十家共
寫十行 內開 甲頭某……甲尾某

此牌就仰同牌十家，輪日收掌，每日酉牌時分，持牌，到各家，照粉牌。查審某家今夜少某人，往某處，幹某事，某日當回。某家今夜多某人，是某姓名，從某處來幹某事。務要審問的確。仍通報各家知會。若事有可疑，即行報官。如或隱蔽，事發，十家同罪。

各家牌式

某縣某坊民戶某人 係某坊某里長某下甲首。軍戶則云，某處總旗小旗某下。匠戶則云，某里甲下某色匠。客戶則云，原籍某處某里甲下某色人。現作何生理，當某處差役。有寄莊田，在本縣某都原買某人田，親徵

保住人某某。若官戶則云、某衙門某官下舍人舍餘。若客戶不報寫莊田在牌者、日後來告、有莊田、皆不準。不報寫原籍里甲、即係來歷不明、即須查究。

一、男子幾丁

某 係某項官。見任、致仕、在京、聽選、或在家。

某 係某處生員、吏典。

某 治何生業。成丁、未成丁。或往何處經營。

某 見當某差役。

某 有何技能、或患癱疾。

見在家幾丁 若人丁多者、牌許增濶、量添行、格填寫。

一、婦女幾口

一、門面屋幾間 係自己屋、或典賃某人屋。

一、寄歇客人 某係某處人。到此作何生理、逐名開寫、浮票粘貼(寫帖)。客去則揭票。無則云無。

〔申諭十家牌增立保長〕 先(該本院通)行(撫屬編置)十家牌式、(爲照)各甲不立牌頭者、所以防脅制侵擾之弊。然在鄉村、遇有盜賊之警、不可以無統紀、合立保長、督領庶衆志齊一。(爲此仰抄案回司、即行各道守巡兵備等官備行所屬)各府州縣於各鄉村、推選才行爲衆信服者一人、爲保長。專一防禦盜賊。平時各

甲詞訟(悉照牌諭)、不許保長干與、因而武斷鄉曲。但遇盜警、保長統率各甲、設謀截捕。其城郭坊巷鄉村、各於要地、置鼓一面。若鄉村相去稍遠者、仍起高樓、置鼓其上。遇警、即登樓擊鼓、一巷擊鼓、各巷應之、一村擊鼓、各村應之。但聞鼓聲、各甲各執器械、齊出應援、但聽保長調度。或設伏把隘、或并力夾擊。但有後期不出者、保長公同各甲、告官(司)重(加罰)治。若鄉村各家皆置鼓一面、一家有警、擊鼓、各家應之。尤爲快便、此則各隨才力爲之。不在牌例之內、各縣即行推選增置、仍告諭遠近、使各知悉。各府仍要不時稽察、務臻實效。(毋得虛文塘塞、查訪得出、定行究治、不貸。)

(陽明先生保甲法·學海類篇、王文成公全書卷一六·七公移)

一一 呂坤の郷甲法

〔郷甲約諭〕 欽差提督鴈門等關兼巡撫山西地方都察院右僉都御史呂、爲申明郷約保甲、以善風俗、以防奸盜事。……議將郷約保甲、總一條編。除寄住流民、各聽房主地主約束、客留者、查其來歷、出入者、問其緣由。但有強盜竊盜生發、即將房主地主並治外。其餘本縣及寄莊人戶、在城在鎮、以百家爲率、孤莊村落、以一里爲率、各立約正一人、約副一人、選公道正直者、充之、以統一約之人。約講一人、約史一人、選善

書能勸者、充之、以辦一約之事。十家內、選九家所推者一人、爲甲長。每一家、又以前後左右所居者、爲四鄰。一人有過、四鄰勸化、不從、則告於甲長。轉告於約正、書之紀惡簿。一人有善、四鄰查訪的實、則告於甲長、轉告於約正、書之紀善簿。其輕事小事、許本約和處、以息訟端。大善大惡、仍季終聞官、以憑獎戒。如惡有顯跡、四鄰知而不報者、甲長舉之、罪坐四鄰。四鄰舉之、而甲長不報者、罪坐甲長。甲長舉之、而約正副不書、掌印官別有見聞者、罪坐約正副。如此嚴行、則一人罪犯、九十九家之責也。九十九家耳目、一人善惡之鏡也。……此目前第一急務也。……

〔鄉甲事宜〕

一、每百家、選約正一人、約副一人、俱以正直公道、能管束處斷者爲之、約史一人、約講一人、俱以公直識字、能勸善戒惡者爲之。如百家之內、無此四人、二百家有此八人、遙相管束、亦可。亦八人總管二百家、亦可。或不足一百家、或二百家有零者、在州縣正官、各隨地方街巷村落、遠近編派、難以拘泥、但不許越管遙制、不便挨查。其同居父子兄弟、只報一名在約。分居者、人人在約。如有樂善之人、父子兄弟、情願俱入鄉約者、聽從其便。

一、選約正、約副、約講、約史、須百家箇箇情願者。選甲長、須九家箇箇推服、及常不出外者。如扶同濫舉非人、許不願者舉出、(有罰。)但全人難得、或舊過而改新、或善多而過少、或口毒而心善者、情願從今學好、不妨准收。甲長不服人、許九家同稟於約正副。如果不稱、九家別舉一人更之。不許輪流攀當。約正副不服人、許九十八家同稟於官。如果不稱、衆人別舉一人更之。不許一人私告、中間如有以曲爲直、將善作惡、向親識受買囑、報私讐、欺貧賤、大傷公論者、亦許同約公報到官、小者本約除名、紀惡於申明亭、大者比衆加倍究處。如無大過、及三五人私怨者、不許輕更約正副、敢有投充推諉、以生奸弊。(以防投充推諉之弊。)

一、州縣正官、先將各約爲善爲惡之人、密細訪察、要見某約某人、某日爲某善事、某約某人、某日爲某惡事、卻將各約善惡兩簿、及作善作惡之人拘查、或隨便親到本約、呼喚審問、如果善惡是真、而本約不曾書寫者、除當面獎戒外、約正副講史、各重責紀過、甲長四鄰、隱匿不報者、與作惡之人、一體重究。

一、旌善申明二亭、國初設老人二名、以佐州縣之政。但老人名色、近皆歸於里甲催科、及僕隸頂當、朝捶暮楚、人皆恥爲。今選概州縣殷實有德二人、別名公正、總理城中鄉約。四鄉再選公正八人、分理各鄉鄉約、各約正副講史不公不法、聽其糾舉、應更換者、聽其保舉。各給帖文印子、以便行事。先給與耆老衣冠、如果正直無私、督約有功者、三年給與冠帶。

一、約正副舉行鄉約、一年之外、許戴耆老幅巾、青直身、博帶。見州縣、行兩跪一揖禮、州縣起立答揖。見本院亦許兩跪一揖、本院起立拱手。本一平民、一旦如此優待、爲約正副者、可不勉勵奮發、勸善懲惡、表正風俗、以仰體上官之心乎。

一、(中略)

一、約正副講史。止爲管教一約之人，不許接送官員，及州縣一切差委。接遞聽事，朔望升堂。乃不干本約事情，無故騷擾拘喚，無罪輕加凌辱，以傷優禮良民之禮，違者掌印官即係昏庸不肖，壞亂鄉約，雖有他長，亦行戒飭。

一、(略中)

一、除繕紳舉監生員，不須編入鄉約外。其致仕間住州縣，佐貳首領，及省祭散官，衣巾生員，但有德望，衆推爲約正副者，州縣官以見任鄉官，在學生員禮貌，一體優待，與各約正副別班行禮。

一、(略中)

一、(略中)

一、(略中)

一、約中除樂戶家奴，及傭工佃戶各屬房主地主，挨查管束，不許收入鄉甲外。其餘不分匠作，裁縫，廚役，皂隸，快手，門禁，馬夫，但係本縣老戶人家，或客商經年久住，情願入約者，俱許編入鄉甲。以鄉黨輩數齒序，不許作踐。

一、各州縣做豎牌十面。長二尺，寬八寸。凡不養父母，時常忤逆者，牌書〔不孝某人〕。骨肉無恩，尊長無禮，夫妻無情，父子生分，牌書〔不義某人〕。偷鷄摸狗，拔樹招穀，係本縣老戶人民者，牌書〔做賊某人〕。賭博開場等衆，牌書〔賭博某人〕。遊手幫間，牌書〔光棍某人〕。生事毆人，牌書〔兇徒某人〕。詭隱地糧，

教唆詞訟，陰險害人，貪婪利己，牌書〔奸民某人〕。口無實言，行無實事，搬弄是非，妄傳誣告，牌書〔詐僞某人〕。誣騙財物，勾引婦人，及一切幹事，不顧行止體面，人所共惡者，牌書〔無耻某人〕。淫蕩破家，牌書〔敗子某人〕。各用大字，釘本犯門左。每會跪約聽講。街民不與往來。兩院訪拏，即將此人舉報，待十分悔悟，本約連名出連坐甘結，保其省改者，方許去其門牌。

一、鄉約有犯，除徒流以上，自有應得罪名外。其餘紀惡呈報，訪知等事，不係告發者，只是撲責。重者枷號，不許問罪。

一、(略中)

一、(略中)

一、(略中)

一、每約百家，選保正一人。百五十家，量加選保正副各一人。鄉甲之內，屬本縣者，聽其挨查出入，鄉甲之外，屬房主地主者，聽其訪問。但有爲盜窩盜，聽其舉報到官，但有失盜，聽其率領各甲救護。其甲中人等，除六十歲以上，十八歲以下，免其救護外，其餘壯丁，十月後秋收已畢，三月前農工未動，各家所備鎗刀弓箭短棍繩鞭等器，一百家或二百家內，共覓教士一人，令其習學武藝。一年覓一人，習一藝，不及五年，而各藝皆熟矣。又以本甲教本甲，不及五年，而各人皆熟矣。一甲共置鑼一面，保正副各置銃三杆，遇有盜賊打劫，甲中鳴鑼，保中放銃，一擁救護。但於盜所生護，或扎死強賊一名者，州縣官花紅鼓樂，迎至公

堂、銀盃遞酒三盃、當時賞銀十兩、仍給帖一帳、免其本身差役。……

一、保正副、須選家道殷實、力量強壯、行止服人者、爲之。如有優占、卽令其子弟姪、爲之。不許掌印官聽囑徇情、巡捕官受賄賣放、卻爲無德貧棍頂充、蓋盜賊打劫、不尋窮漢、而棍徒保正、豈能率人、借保甲之法、率百人之衆、代富勢者、看守家財、何負於彼、而推託以圖苟免哉。是法也、有司必不遵行、但遇地方失事、賊盜脫逃者、掌印巡捕官、卽註劣考。

一、鄉甲之約、良民分理於下、有司總理於上、提綱挈領、政教易行、日考月稽、奸弊自革、若掌印官視爲虛文、如醉如夢、則約正副以爲奇貨、通賄通情。是良法反爲弊政。鄉約保甲、果弊政乎。何不將周官法度一讀也。故得千良民、不如得一賢守令。嗚呼、吾輩讀聖賢書、受民社寄、終日抗塵走俗、身教既不倡先、言教又不修舉、上負朝廷、下慚士庶、子夜深思、寧不汗背、本院自媿庸劣、願與諸君子共勉之。

(實政錄卷五鄉甲約)

一二 于成龍の保甲法

〔弭盜條約〕 照得直屬逃人盜賊大爲民害、無論軍民紳士、或犯窩逃、或被盜劫、家業不保、甚至身命隨之、而地隣人等、亦咸被其牽累。今欲爲爾等、謀保護安全之計、莫如力行保甲、古人守望相助、出入相扶持、良法美意、可則可倣用。是因時制宜、酌定條款、編帙成書、務使家喻戶曉、共相勸勉、以期寧謐。本部院欽承簡命、撫蒞茲土、與爾等情關休戚、故不憚諄諄告誡、總欲爾等各守身家、非好爲多事也。爾等當深思、而力行之。所有條款、開列於後。

- 一、十家立爲一甲、務選殷實老成端正勤慎者、公舉爲甲長、報官。九家咸聽約束。違者稟官重究。
- 一、十家各開男婦姓名年貌。自祖父母、及本身妻妾、至子孫婦女、與同居叔姪親戚、并婢僕等人口、作何生理。盡數開立門單、交與甲長。不許遺漏。以便認識稽查。違者重究。
- 一、九家民人、互相保結。其結內、開某人作何生理、平日并無窩逃蓄盜、交結匪類、出入旗下、勾連生事、遊手賭飲、撒潑兇惡、結黨刁訟、起滅是非等項。如有此等事犯某、八家甘受連坐。所結是實、九家各具互結一張、交付甲長、以便編入甲內。如朦混具結、地方官查出、九家各責三十板、枷號兩個月。敢有抗違、不遵入甲者重究。
- 一、九家之中、平日有窩逃蓄盜、交結匪類、出入旗下、勾連生事者、八家不敢互結、許本人赴官自首。改過遷善、咸與自新。地方官別訂一冊、開列姓名、或他處舊案板犯、許將本犯悔過、首詞敘入、以開生路。或怙惡不悛、地方官執法究治。如力不能制者、立刻申報、以憑核參擊問。其餘游手賭飲、撒潑兇惡、結黨刁訟、起滅是非者、八家不肯互結、亦別訂一冊、開列姓名、不時稽查。違者重究。

一、甲長釘一甲簿。凡十家之內，有出外行走者，即報明甲長，今往某處公幹，甲長註入簿內。回日仍報明甲長，某日事畢回轉，即於簿內去時項下註明，以便稽查。或恃惡不報，或詭秘不報，八家查明，某不在家，即報甲長註簿，次早報官拿究。或八家通同，隱諱不報，甲長查出註簿，報官。本家與來人審明口供。如來人清白，任其回去。本家仍以失報，責二十板。八家各責十五板。如來人不端，即差役押解原籍地方官，查收註簿，取收管於本處簿內。註解收訖，本家責四十板，枷號三個月。八家各責三十板，枷號兩個月。違者重究。

一、十家之中，立有甲長。或不諳書寫，即請隣佑識字者，登記。或甲長有事他往，即報明九家公同註簿，將簿轉付甲內人，收管登記。甲長回日，仍同九家，將回轉情由註簿，將簿收回。如甲長家有親客來往，亦照九家例註簿。違者重究。

一、市鎮居民開店接客，須釘一簿。每晚客寓同行幾人，務查問客衆姓名，係何處人氏，來訪何處，或何公幹生理，有無弓箭什物，或自備騾馬，或僱長脚，將騾馬毛色認明，或孤客步履，有無行李，盡數登記簿內，次早或去或住，報送甲長查閱。如有來歷謊張，語言恍惚，踪跡可疑，即密傳甲長保長，窺伺去向，夜晚小心隄防，次日勿令早行，以備不虞。如玩忽不記，他處失事，行查店家，簿內未開者，從重治罪。

一、十家之中，有鄉紳兩榜貢監生員，不便與庶民同例編查。但直屬逃盜肆害，夜不安枕，白晝劫殺，幾無虛日，紳衿咸受荼毒，歷歷有案，該地方官酌議，或鄉紳立一冊，文武兩榜各立一冊，貢監生員各立一冊，將家僕盡數，開列冊內。邇來風俗頹靡，有以武舉而窩盜者，有以武生而爲逃者，種種不法，已經事犯，似應武舉、貢監生員互相保結，武舉貢監責之縣官，文武生員責之教官。如生員抗，不互結者，教官移縣轉詳，如武舉貢監抗，不互結者，縣官申詳，一併查究。或武舉貢監生員，居處隔遠，未悉素行，不便互結者，別列一冊，如係鄉居，願編入村莊保甲者，聽其自便。此分別貴賤之法，以寓弭盜安民之意。法在必行，違者重究。

一、鄉村各有垣墻。此弭盜安民之善制也。日久剝蝕，多有倒塌，目今農隙，正宜同心協力，補葺壞垣，修理柵欄，各甲長公釘一簿，輪流派撥，某日某人幾名看守柵欄，某人幾名值日查夜，登記簿內。或遇盜警，本村放炮鳴鐘擊鑼，大家救護。如堵禦不能，入柵行劫者，巡夜同守柵欄人等，報明地方官，各賞紅布五尺。如已入柵欄，力能救護，不致失事者，巡夜守柵人等報官，各賞紅布一丈。如當場打死，擒獲盜賊者，巡夜守柵人等，各賞紅布一疋。倘先事不能知覺，臨時不肯救援，以致盜賊入柵，劫去財物，拷傷失主者，隣佑并巡夜守柵人等，一併究治。敢隱諱不報者，十家以通賊論。

一村莊居民，一甲以至數十甲，若無統屬，則呼應不靈。應設一保長，以統率各甲。或村莊止有一甲，將附近村莊甲長，聯成一處，公舉一賢能保長，料理地方。各甲長將花名交付保長，保長將各甲合總報官，以憑稽察。凡遇隣村有事，保長聞鐘炮鑼聲，立刻傳炮，各村一齊放炮。保長即率所管村莊甲長，一面分衆，各據要路堵截，一面率衆，直赴當場救援。或當場殺獲賊徒，或要路擒擊賊徒者，每名各賞銀五錢，甲長賞銀一

兩、保長賞銀二兩。如保長聞隣村放炮、不傳炮者、罪坐保長。甲長聞保長放炮、不傳炮者、罪坐甲長。如甲長傳炮、甲內人丁不赴援者、罪坐各家。如當場退縮、觀望不前、致賊逸脫者、罪坐保長。如分撥堵守要路、放脫賊走者、即未受賊賄、甲長亦應治罪。法在必行、違者重究。

一、地方設立保甲長、協力守禦、不可無器械使用。查一村之中、須置炮一杆、鑼數面、各家成丁者、各備門棍一條。凡遇盜警、先放炮、以便保長會衆救援、兼以鐘鑼齊擊、則各家奮勇爭先。更查甲內、或有烏鎗弓箭、腰刀鐵尺長槍鐵叉之家、開明報官、量畱烏鎗弓箭數件、地方官書押鐫刻於上、仍給本主。甲長同本主具領存案、不許攜帶別處行走。如有遺失、從重治罪。其餘盡收入官、照物給價。如有匿藏、甲長與八家首報、本家以通賊論。如甲長八家未經查出、被傍人首報、甲長與八家連坐。至於刀尺鎗叉、槩鑄本家姓名、當官驗明登記簿內、以便稽察、違者重究。

一、地方人民、有在圈佔莊內、居住旗房者、查明幾家、照例編入附近村民甲內。如有抗違不服者、查拘親屬、務獲正身、面取親屬保結、交付甲長、註入簿內、本身仍以抗違王法、枷責不饒。

一、十家之內、有窮苦民人、不能度日者、甲長報知地方官、別造一冊、設法養濟。如此等民人、既不敢出外行走、又無地土生意、甲長不報、罪坐甲長。甲長已報、地方官任其困餓顛連、以致喪命溝壑、或典僱旗下、苟延歲月、本院訪聞、縣官以不職糾參。如能設法生理養濟、四季詳報存案、以便紀功舉薦。

以上各款、務須恪遵實行、不得視為具文常套、悞身家、而干法紀。保甲人等亦不得藉端滋擾、自取罪戾、

後悔無及、須至冊諭者。

(于清端公政書卷五畿輔書)

一三 清の保甲章程

咸豐二年(實錄)八月辛卯、諭內閣(實錄)奉_錄上諭。御史范承典奏請、嚴查京師保甲、以弭盜一摺。前因圍汛地方、有一夜連劫重案、當經降旨、將該管營汛等官、摘去頂戴、嚴加議處。京師圍汛重地、理應肅清。該員弁等、如果認真巡緝、何致匪徒糾夥連劫、拒捕傷人。且當朕還宮、已傳三籌之後、街道官兵星羅密布、竟至任賊遠颺、殊出情理之外。著步軍統領衙門、順天府、五城一體、迅速嚴拏務獲、盡法懲辦、毋使一名漏網。仍將現(在)管理地面、應如何稽查巡緝、分別勸懲之處、會同妥議章程、詳細具奏。至畿南各省、近日連劫拒捕之案、層見疊出。地方官、以緝捕為具文、該督撫、亦僅以一參了事。所謂聯莊會哨、其效安在耶。編查保甲、實為弭盜良法。上年曾經通諭各省、一律奉行。著各該督撫、嚴飭所屬、平時於賊匪往來、及窩藏處所、務當實力訪拏。一遇搶劫重案、迅速掩捕、毋得藉詞報勘、遷延時日、致賊遠逸。經此次諄諭之後、若再視為具文、緝捕不力、惟該地方大吏是問、懷之。將此通諭、知之。

欽此。

- 一、京城內外、分別旗民、一體編查保甲。其王公滿漢文武大臣官員第宅、各令自行查察。如給使人役內、有來歷不明、形跡可疑者、立即送究。
- 一、京城內外、編查保甲、分別造冊。居民舖戶、造立循環簿、按年更換。客店車行庵觀寺院、設立清冊、兩月更換一次。園館居樓優伶寓所、別立專冊、一月更換一次。五城御史督率所屬分款、實力稽查。
- 一、王貝勒貝子公閒散宗室屬下、屯居包衣人丁、均令州縣編入保甲、就近管束。其八旗宗室覺羅等、在京外附近居住者、該州縣官一體編查。如有違犯、詳明上司官、移咨在京該管衙門查辦。
- 一、順天府五城所屬村莊、暨直省各州縣城市鄉村、每戶由該管地方官歲給門牌。書家長姓名生業、附註男丁名數、不及婦女出註所往、入籍所來。有不遵照編掛者、治罪。十戶為牌、奇零散處通融編列立牌長、十牌為甲、立甲長、十甲為保、立保長。限年更代、以均勞逸。士民公舉誠實識字及有身家之人、報官點充。地方官不得派辦別差、以專責成。凡甲內有盜竊邪教賭博賭具窩逃奸拐私鑄私銷私鹽躉販賣硝磺、并私立名色歛錢集會等事、及面生可疑、形迹詭秘之徒、責令專司查報。戶口遷移登記、並責隨時報明、於門牌內改填、換給門牌、甲保各長、果能稽察詳慎、首報得實、酌量獎賞。倘應查不查、應報不報、按例分別治罪。鄰省鄰縣差役、執持印票、到境拘拏盜逃等犯、保甲長密同捕獲、免其失察之罪。若差役誣執平民、許保甲長赴本管官剖白候奪。倘係玩庇、按律究治。凡地方官奉行保甲、若虛文塞責、濫任匪人、或更藉端滋擾者、題參議處。

- 一、凡紳衿之家、與齊民一體編列、聽保甲長稽查。違者照脫戶律治罪。地方官徇庇、照本例議處。凡僉充保甲長、並輪值支更看柵等役、紳衿免充。齊民內老疾寡婦之子孫未成丁者、亦俱免派。兵丁書役、與民戶同編、本身免充保甲長。

- 一、凡聚族而居、丁口衆多者、准擇族中有品望者一人、立為族正、該族良莠、責令察舉。

- 一、旗民雜處村莊、一體編次。將旗分戶名、并所隸領催屯目、註明牌冊。旗人有犯、許民人舉首。民人有犯、許旗人舉首。地方官會同理事同知辦理。至各省駐防營內居住之商民、以及官兵雇用之人役、均別編牌冊、兼由理事同知查核。

- 一、屯居漢軍旗人、戶婚田土事件、俱歸所隸州縣管理、一體編查保甲。其丁憂起復報考、以及查報家口檔冊、除先行報旗查辦外、仍報明地方官。由地方官呈報、各旗核對、不得稍有遺漏。

- 一、凡客民在地方開張貿易、或置有產業者、與土著一例順編。其往來無定商賈、責令客長查察。凡客商投宿旅店船埠寺廟、該店主埠頭住持詢明來歷、并將騎馱夥伴數目、及去來日期、逐一填註送官。若無事時疎忽、有事時故縱者、各治以罪。

- 一、各直省州縣編審保甲、每年造具各鄉甲長保正、及各戶姓名、每戶若干口清冊、呈送臬司稽核。如有外來雇工夥計雜項人等、亦將姓名籍貫、於本戶下註明。仍由臬司移行道府抽查、年終覆核具奏。倘造冊疎漏、該臬司稟請督撫、指名參處。

一、各省編查保甲，如有來歷不明、形跡可疑者，責令里長甲長等，立時首報。如無均令出具連名，互保甘結。倘取保之人，曾經作奸犯科，一經查出，將出結之里長等，按律連坐。

一、寺觀僧道，責令僧綱道紀，按季冊報。凡有遊方僧道，形跡可疑，及為匪不法者，稟官查逐。若混留滋事，住持治罪。僧道官革究。其各省回民，責令禮拜寺掌教，稽查約束。有出外為匪者，將掌教之人，一併治罪。

一、外來流丐，保正督率丐頭稽察，少壯者詢明籍貫，稟官遞回原籍安插。其餘歸入棲流等所管束。不許散處滋事。

一、吉林伊通河屯戶民，男女大小名口，按戶開列於牌，懸之門內，每年應增應減，責令鄉地牌頭報明同知更換。該界巡檢編造丁冊，屆時稽察。該同知隨時抽查。如有詭冒情弊，將該戶民分別辦理，鄉地牌頭一併懲治，於年底歸入民數，案內報核。

一、邊外蒙古地方種地民人，設立牌頭總甲，及十家長等。凡係竊匪，及來歷不明者，責令查報。通同徇隱，一併治罪。有隱匿內地逃人者，并責令札薩克查拏。

一、沿海等省商漁船隻，取具澳甲族鄰保結報官，准造完日，由官驗明給照。將十船編為一甲，係商船，於照內註明船主姓名年貌籍貫，兼註舵工水手（名數）。仍於出洋時，取具各船互結，由汛口驗照放行。係漁船，將船甲字號，於大小桅篷及船旁，大書深刻，照內止填船主年貌籍貫，其舵工水手名數，由汛口官隨時查註放網戶，及水次搭棚趁食之人，均歸就近保甲管束。

一、各省山居棚民，按戶編冊，責成地主并保長結報。廣東省寮民，每寮給牌，互相保結，責令寮長鈐束。倘窩藏奸宄，容隱不報，查出治罪。其業主招佃，及寮丁墾種官山，俱赴官報明察驗，准其搭寮耕種。違者招佃之山主，照違令律治罪。墾種寮丁，照盜耕田畝律治罪。文武員弁不經心約束，以致窩匪者，均查參究處。

一、鹽場井竈，別編排甲。所雇工人，隨竈戶填註，即令約束，責成場員督差。如容留匪類，竈戶照牌頭例治罪。場員參處。

一、礦廠丁戶，責成廠員，督率廠商課長及峒長爐頭等編查。各處煤窰，責令雇主將傭工人等，冊報地方官查核。如有藏匿奸匪，均分別查參究處。

一、外省入川民人，同土著一例編查。係依親佃種者，即附田主戶內。倘有不安本分，及來歷不明者，報官究治。

一、甘肅省番地戶民，責成土司查察。係地方官管轄者，令該管頭目編查。地方官給牌，別冊造報。其四川省改土歸流各番寨，責成鄉約教化，甲長稽查。仍均聽撫夷掌堡管束。

一、粵東福建浙江等省沿海地方，除地處外洋離汛較遠各海島，不准民人居住外，其附近礮臺塘汛搭蓋寮房久經居住民人，令文武員弁實力稽查，照內地民人之例，就近編排保甲，分給門牌，開載戶口年歲，設立牌頭甲長澳保，俾資約束，并申敘條款，出示曉諭。如有窩藏盜匪等事，一經查出，即將該犯所住寮房燒燬，並令自乾隆五十五年奏准清查後，毋許再有無籍可稽之貧民，續行佔住。統由該管營縣，按月親赴查點，年底道府通報。凡例應封禁，以及向無寮房各海島，專責營員隨時查勘。仍於年終將有無續佔彙摺具奏。如有虛應故事，捏飾容隱，嚴參究處。至漁戶出洋採捕，暫在海島搭寮棲止者，仍聽。

一、廣東客籍民人，與土著一律編甲。仍分晰登註，令州縣官慎選約正約副，嚴其責成。如有通盜，為盜之人，許約正等指名舉首，由該管道道府審實，解省辦理，並令該道府隨時稽察。倘約正約副，有知情故縱，及妄拏無辜，嚇詐鄉愚情事，即加倍治罪。

一、廣東沿海村莊，建立望樓，勸諭殷實之戶捐建。責令公正矜耆派撥壯丁輪流瞭望，其公正矜耆，令民間自行保舉，稟官登記名冊，以備稽查。如有拏獲匪徒，解官審辦，毋得私自擅殺。倘以防奸為名，構釁致釀事端，將民人從重治罪，矜耆一併懲處。

一、廣東沿海村莊，自出壯丁，守衛身家。如能拏獲真盜，審無挾嫌，誣害情事，量加獎賞，於關稅鹽課贏餘項下，動支報部核銷。

一、廣東省蟹戶，凡係力能建屋，及搭棚棲身者，聽其近水村莊居住，與齊民一體編查。勢豪土棍不得欺凌驅逐。

逐。

一、雲南省夷人，與民人錯處者，一體編入保甲。其倚山傍水，自成村落，及懸崖密箐內，搭寮居處者，責令管事頭目，造冊稽查。如有窩匿漢奸，即時稟報，扶同徇隱，查出究革。

一、雲南省永昌之潞江，順寧之緬寧二處，居住近邊之人，照內地保甲之例，編造寄籍，登造年貌，互相保結，並嚴禁與羅夷結親。如有進關回籍，用互結報明，官給印票，關口驗明放行，回時仍驗明放出。若無印票，概不准放行。如各員弁混放偷漏，查明參處。至沿邊各處，如永昌騰越順寧緬寧南甸龍陵一帶本籍民人，保甲亦一體稽核，毋許混匿江楚客民，有則從嚴懲治。

一、黔省各府廳州縣所管地方寨落內，如係盡屬苗人者，遵照乾隆四十一年上諭，停止編查保甲，令該管土弁嚴行管束稽查，毋許容留匪類。將隨時查察緣由，按月具報查考。如盡係漢民，仍一體編查。

一、黔省漢苗雜處村寨，如漢民多於苗人，即由地方官，歸於漢民冊內查辦，如苗人多於漢民，即由土弁，歸於苗人數內查報。

一、苗裔寄籍內地久，經編人民甲者，照民人一例編查。其餘各處苗裔，責令千百戶及頭人峒長等，稽查約束。儻有生事犯法，不行舉報，分別定罪。

一、直隸省天津寧河臨榆樂亭四縣沿海口港，責成天津鎮嚴飭，駐節之都司守備等實力巡防，按月查報。其各本地商捕船隻水手，實係土著，由地方官，取具船戶連環保結，方准充當，有犯連船戶並究。如有私藏貨

物、夾帶人口、送縣究辦、其各處魚船、取具地鄰保結、由縣發給腰牌、以憑出入查驗。如有更替、隨時報明、換給新牌、每年編查一次。其近海村莊、無論戶口多寡、俱飭各該州縣實力編查、以絕奸匪。

一、江蘇沿海村莊、以十家爲甲、立甲長一人。十甲爲總、立甲總一人。不及十甲、按三五甲爲一總。不及十家、及零星散處、卽於一處、各立一長、互相稽訪。如有濟匪消贓、窩藏勾引、代雇水手等事、報官拿究、從優獎賞。儻知情容隱、一體治罪。地方官奉行不力、卽行嚴參。

一、湖北崇陽縣、分作一百三十二保。紳耆公舉老實烟民一百三十二名、點充保正、劃清地界、分段稽查。崇陽通城交界處所、應令二縣不時約會、親往稽查、并訪查保正勤惰、分別勸懲。

(同治戶部則例卷三戶口、清史稿卷二二六食貨志一戶口)

一四 朱孫詒の團練法

〔團練條規〕 咸豐二年四月、粵匪攻破興安、竄至全州、近逼楚境。先是知縣朱孫詒甫至、卽令舉行保甲、並令練族練團、互相保護。至是探聞粵匪已經兵勇擊散、猶恐逃竄無路、潛來滋事。又會同紳士、酌議條規、飭令悉心辦理。

一、團內並無公費、應議定團長練長、同族者議定族長房長。傳諭各家、每人自製號褂一件、器械一件、早晚在家、自行操演。一遇賊警、由團長練長族長房長帶赴有事之家、協行救援。平日無事、各安本業。至各該長、每月必須會議二次、講明族規團規、傳諭族衆團衆慎重遵守。如牽抄、如私宰、如賭博、如酗酒鬪毆、如窩賊行竊、若何辦理、俱官秉公持正、毫無私見、有應辦者、公同稟辦。如有不法匪徒恃強不服、本團本族難以約束者、卽合各團各族、以共治之、必使人人向化、方是團練之意。其團長族長會議、不過豫備茶飯、所費有限。若團內本有公費、或有殷實之家捐資辦理者、儘可隨時隨地、令族衆團衆設局、操演技藝。

一、各都卽將都正保甲之名報縣、以便派充。

一、各都保正、速傳各族、無論大族小族、俱令公舉族首房長、速行報縣、以便給札委辦。

一、團練無分大小、俱令先練族、隨練團。

一、團練現奉諭旨、飭令舉行。各族戶首俱宜尅期從事、務使族衆團衆皆能有勇知、方庶幾匪徒不敢犯境。如有不服團練、及子弟有爲匪不法情事、卽著戶首會同都團、公同稟究。倘敢徇庇、惟戶首是問。

一、都正保甲專司稽查。如各都有團練不力、或爲匪不法、卽行稟究、如不稟究、定將不力之都正保甲、從嚴懲治。

〔合邑紳耆酌議條約〕 竊以思、患必須豫防、有備乃可無恐、團練鄉勇、保性命、而衛身家法、至善也。……凡我縣中卽從四月二十二日起、各傳各都各坊、照依酌議條約、認真辦理、務期同心合力、免貽後患。

一、城鄉練勇、守望相助、並無屯兵調兵之擾。無事各安本業、有事互相救援、惟製造器械、間行操演、自應籌畫經費、貧者可以充勇、富者量力捐輸。庶勞費相資、自可衆志成城矣。

一、團練不專資禦侮、兼可弭盜。練總約束練長、練長約束散勇。平日、必照五家一連、十家一連、取具互結。不許停留匪類。互相稽察、則內匪無自而藏、外匪又何從而至。此團練之法與保甲之法、相輔而行者也。

一、練勇必先派勇、大戶幾名、小戶幾名、或大族合出若干名、小族合出若干名、就其團之遠近、勇之多少、設立團。練總幾名、其中或十人、或十餘人設一練長。編立清冊、各存各鄉、以便查核。

一、城內較鄉間、團練更易、鄉間充勇者、敬處四野、城內充勇者、聚處一城。其辦法、仍照每家或出一人、或出數人、自借食用。或不能出人、雇工亦可。不能雇工者、不強派出。所派費資以備軍裝器械賞犒等項。無事各總自爲操練、有事各總聯爲一團、總期一氣相孚、可資捍衛。

一、凡衝要之途、定期防守、而近城一二三坊、一二三都附郭之區、與五都、爲衡州通道要隘、尤爲邑垣保障、日內即宜踴躍舉行。

一、上中下各里、都都要練、區區要練、彼呼此應、不分疆界、數十都直如一都。倘一都有某區不舉、一區有某家不從、且或造布謠言、從中阻撓者、紳保指名稟究。

一、團練之法、無論地之廣狹、人之多寡、或十餘家一團、或數十家一團、或百餘家數百家一團、又或合一族

爲一團、合數族爲一團、小團大團總相連屬、是在行之者、因其地、擇其人、相其時、勢無一處不可練成者。

一、練勇必須製造器械、而旗幟號褂爲先。萬一有事、方可以照辨別、而齊隊伍。其餘竹鋪鐵鋪長刀短刀槍銃箭弩、以及防夜之棍棒、各隨其費之多少、酌爲豫備。

一、本團與附近各團、先爲約定。凡遇有警、無論牽抄槍劫、或擊擄、或鳴鑼、使左右近隣先來救護。一面轉相遞報、並放三眼響銃、使遠團亦來圍捉。有一家不至者、查出處罰。但平日婚祭及一切喜事、祇許施放爆竹。不許放銃、免致混誤。

一、或一家有警、本團及各團來救者、一切酒食等項、不得煩擾。被害之家、均由練總及地方首士、作何安頓。亦必在團練之初、先爲籌備、乃不致臨時掣肘。

以上各條、是在董其事者、實心舉行。

(同治刊湖南湘鄉縣志卷五兵防志二)

一五 清の團練條規

咸豐六年五月癸未諭。前因粵匪肆擾、疊次諭令各直省、舉行團練、並刊刻明亮·德楞泰築城禦賊疏·龔景瀚壁清野議、頒行各省。數年以來、頗有奉行得力之處、而視爲具文者、亦復不少。本日據文慶等奏、實

行團練、任官督率、酌擬整頓事宜數條、並代奏戶部主事王錫振、呈遞團練事宜、朕詳加披覽、於現在防勦機宜、頗中切要。……並著各督撫、一體遵行、文慶等摺、及王錫振所呈各條、均著鈔給閱看、將此各諭令知之。(錄實)

軍機大臣奏。……謹將整頓事宜酌議數條、恭呈御覽。

- 一、近賊之府州縣、分上衝次衝。上衝者、附近軍營、由營撥兵協守。即歸管帶、不別派將弁、以一事權。如賊匪大隊衝突、統兵大臣、仍須遣將馳救。次衝、則團練鄉兵、協同該營汛防守、以省兵力、而免煩擾。
- 一、殘破州縣、及甫經收復之城、民人遷徙空虛、無憑團練、應於附近完善州縣、或本境完善村莊、為團練立脚之地。然後招集流亡、漸次推行。仍由地方官保舉公正紳士、為團總團長、立功者、即予奏獎。
- 一、不教之民、難以禦寇、訓練事宜、責成州縣、會同營汛辦理、督辦團練、及協理團練之員、巡行校閱、分別勸懲。
- 一、此方有警、鄰境各府州縣均須互援。賊退、仍各守本地。其非鄰境、不得擅自徵調、及貪功冒進。
- 一、禦賊之法、無過堅壁清野。惟地方情形不同、若鈔撮舊文行之、或有窒礙、轉多藉口、但須選用得人、其應如何設法團練之處、悉聽斟酌辦理。如能力戰退賊、城鄉完善者、一二次奏請獎勵、三次者、知府與道一體升轉、直隸州知州與知府一體升轉、知縣與知州一體升轉、俱先換頂帶、仍留本任。若城池雖未失陷、而附近村鎮、為賊蹂躪過多者、亦應分別降斥、仍令戴罪自效。

一、見辦團練之上衝次衝府州縣一應捐輸雜派、悉予蠲免。各量地方情形、勸民捐辦團練之費。器械錢穀、各從其便。此方所捐、專為此方之用、他處不得挪移。仍案所捐之數、與報效軍需者、一律奏獎。其殘破州縣、甫經收復者、暫由糧臺籌給。

一、戰守之要、莫先斥堠、稽查之法、莫善保甲。如果實力奉行、賊蹤雖甚詭秘、繞越偷渡、何難覺察、句引接濟、何難斷絕。今後各衝要處所、責成該府州縣、各就地方情形、廣設斥堠、力行保甲、以杜句結。然須假以事權、方能號令嚴明、人知畏法。請嗣後辦理團練、各州縣拏獲奸細審明、後即行正法。其有奸民偷賣火藥米糧、接濟賊營、及團勇擾害良民、槍掠行兇、情同盜匪者、均即行正法。此外罪名、仍照例辦理。

一、司道中、應以何人兼團練、何員分轄何地、使各有專責。應請旨飭下各督撫、酌量情形、奏明辦理。其州縣有屢次立功、升至知府、或同知直隸州者、准其兼協理團練銜、以示優異、而資得力。

一、司道既兼團練、應由附近軍營、或本省督撫撥給兵練、以資巡守軍務。告竣、酌量裁撤。此項兵練、毋庸設為定額。

一、府州縣、既各有團練之責、斷非庸材所能勝任。請飭下各督撫、慎選守令、據實保奏。凡上衝次衝之地、不拘資格、務在得人。行之一年、皇上即可以所保之優劣、定督撫賢否、以行賞罰。

一、軍中首重火藥。近聞各營兵勇有將火藥抵買食物、而貿易奸徒、即以售與賊營者。此事所關非細、應請旨嚴飭統兵諸臣、確查密訪、如有偷漏火藥、私賣與賊、或抵買食物者、立即正法、糧臺製造火藥委員、及帶

勇各員弁，能自行查出者免議。失察者嚴參。

以上各條，應請旨飭下湖北·湖南·江西·廣西·河南·安徽·江蘇·浙江各督撫，各就地勢，實力辦理。又奏據章京王錫振呈稱團練辦賊，實爲至善不易之法。謹擬十條，以備採擇。

一曰團保。團練之法，必先保甲。州縣編查保甲，既成。然後計若干牌保，而爲一團，每團設立團總·團長。即於各牌保中，擇士民之賢能者，爲之。通一州縣，若干團，練丁若干人，連環保結造冊。由州縣申詳各道，以憑查驗。

二曰練丁。團保既成，近賊地方，或衝要州縣，於各團丁中，擇其尤爲壯健者若干人，爲練丁，加之訓練。量其地之廣狹貧富，而定練丁之多寡。練習既成，再由州縣造冊，申報各道，以備守戰。

三曰捐儲。凡有練丁處所，須各臺地方情形，捐出銀錢米穀器械軍裝，各供本處之用。並由各團總·團長，自爲經理。至其地方殷厚，能於團練經費之外，捐積米穀，或捐助軍餉者，仍歸各省捐輸，案內辦理。

四曰守助。一州縣中，何處有事，本團練丁自守，各團互相策應。一道中，何州縣有事，本處練丁，及鄰近團練，皆相應援。惟有賊踞地方，四圍州縣團練，無論是否一道員之所轄，必當即時聯合，爲一大團，交相策應，以助官軍之不及。其能自成軍，當賊一面者，又必於各團中，推擇材望素優之紳董一二員，以統率之。

五曰巡察。每團自巡察，各團又互爲巡察。平時匪徒之瀾迹者，奸細之窺探者，甚有爲賊接濟鹽糧器具硝磺鉛藥者，查出，匪犯立正軍法，舉發者，優獎，客隱者，同坐。至於各團是否整齊，練丁有無冒濫，各州縣自

行巡察，各道員以時周行巡察，其報聞集事後，或請欽使開出巡查。

六曰形勢。用兵之道，地利得，則事半功倍。惟在豫爲修備，一旦有事，則前堵後截，要擊尾追，調度裕如。

至於空濠築壘建堡設礮，尤必豫籌，臨時戰守，始得所憑藉。

七曰調募。團之有練，原爲地方衝要者言，且專爲自守之計。其有地非衝要，而民氣剛強，地方殷厚之處，可以酌量，練出團丁若干候調。應募者，或衝要地方練丁，無事之時，自守有餘，願出調募者，均由地方官申明，各道督辦團練之員，聽候調募。此項練丁，均照軍營壯勇辦理。

八曰經制。事必先立經制，則綱舉目張。按察使筦一省之總，其以各道專司其事者，以本有巡守兵備之責也。至團總團長，既必取之士民，則官紳宜並重。每府州縣，由各道訪求公正賢能紳士一二人，與地方官會同辦理，所有立團練丁，捐貲調募，以及擇立團總團長諸務，仍是以官率紳，以紳勸民。斯情形畢悉，而措置咸宜。

九曰賞罰。官紳辦理團練，有功者，破格優獎，無實者，立予參劾，又必使之久於其任。故參劾者，稍有可原，仍畱自效，優獎者，雖得升轉，仍畱本任，必至事竣，方可交替。其舉劾有不當者，准各團公揭以聞。

十曰章程。各省團練，因時度地，各有所宜。每道若干州縣辦理章程，悉聽各該官紳自爲酌定。其應僅辦團保者，章程若何，限期若干，可以集事。其應團而又練者，章程若何，限期若干，可以集事。其有練丁，足備

調募與官軍協同勦賊、或見在應聯為一大團者、章程若何、限期若干、可以集事。先行奏聞、事集之日、再由各省各道督辦協理之員、查驗申明具奏。各等語、理合據呈代表、……

(東華續錄咸豐朝卷六十同六年五月癸未の條)

昭和十四年十二月十二日印刷
昭和十四年十二月十六日發行



編纂者

和田清

發行者

中華民國法制研究會
代表者 松本 丞 治

印刷者

株式會社秀英社

發行所

中央大學

發賣所

東京市神田區神保町二丁目一六番地 斐閣
東京市神田區神保町二丁目二番地 松堂
大連市駿河町一九番地 泰明書莊
上海施高塔路一號 內山書店
大連市浪速町一三八番地 大阪屋號書店
(在滿支店||旅順·奉天·新京)

[定價 貳圓五拾錢]

6140

終

